

## 市谷議員要望項目一覧

令和7年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【能登半島被災地支援】</b></p> <p>①地震発災から1年。9月の豪雨が追い打ちをかけ、復旧の遅れ、避難生活の長期化と、昨年末時点で石川県では仮住まいや避難を余儀なくされている方が2万人を超え、石川県の調査(2024年12月27日現在)では、地震の死者は504人、うち災害関連死が276人と、直接死の228人を上回る深刻な事態である。各種支援の前提となる家屋の被害判定は、再調査・判定を求める声が広がっているが、判定に携わる職員の不足が指摘されている。鳥取県を含む全国から行政職員の派遣が行えるように求めること。また、家屋が半壊以下の場合、仮設住宅に入れない、公費解体や医療費助成が受けられないという基準の見直しを求めること。被災者生活再建支援制度による住宅改修の支援額を一部損壊も含めて抜本的に引き上げ、支援上限額は600万円まで倍増させるよう求めること。災害公営住宅の建設を急ぎ、商工業・農業等の生業や介護・福祉の支援、学校の存続支援と一体に、住み続けられる支援を行うよう求めること。</p>	<p>被災自治体に対する職員応援、また、被災者に対する住宅、生業、介護、福祉、学校等の住み続けられるための各種補助・支援制度については、全国知事会、関西広域連合等を通じて、毎年度国に対して要望を行っている。</p> <p>被災者支援については、支給上限額の引上げ等を含めた被災者生活再建支援法の一部を改正する法案が衆議院で審査中であるため、国の動向を注視したい。</p>
<p><b>【防災・減災対策】</b></p> <p>①耐震化率66.7%の東部消防局建物の耐震化の促進や、国基準に対し6～7割台の常備消防職員の増員のため、県が支援すること。</p>	<p>常備消防は市町村の業務である。</p> <p>東部消防局を所管する鳥取県東部広域行政管理組合では、公共施設等総合管理計画に基づき、建物の老朽化の状況や財政負担の平準化等を勘案し、優先度を決めて施設更新を計画的に実施されている。</p> <p>また、本県では各広域行政管理組合・広域連合において、地域の実情に応じて必要な職員数を配置されている。必要な人件費は、構成員である各市町村において確保すべきものであり、県が人件費を支援することは考えていない。</p>
<p>②避難所にもなる公立学校施設について、屋内運動場の吊り天井以外の非構造部材の耐震対策実施率は小・中学校42.9%、幼稚園ゼロ、エアコン設置は小・中・高校・幼稚園の特別教室が6～7割台、体育館は小学校2.6%、中学校2.5%、高校ゼロ、特別支援学校75%、幼稚園50%と遅れており、早く100%となるよう支援を強化すること。</p>	<p>小中学校における体育館等の非構造部材の耐震化については、国の補助金を活用できることから、継続して補助制度の周知に努める。</p> <p>特別教室のエアコンについて、高等学校では未設置の芸術系・理科・社会系の全教室と専門教室の一部に令和5年度より順次設置することとしている。特別支援学校では全ての特別教室に整備済みである。</p> <p>県立高校においては、避難所指定の有無に関わらず、校舎等の老朽化改修整備を優先するため、体育館のエアコンについて当面整備予定はない。特別支援学校では、ほぼ全ての学校で整備済みである。</p> <p>避難所として主に指定されている公立小中学校体育館のエアコン整備については、この度設けられた国の新たな交付金や緊急防災・減災事業債等の有利な財源の積極的な活用について、市町村に対して働きかけを行い、体育館への冷暖房設備の導入を進めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③鳥取県内の上下水道の耐震化率は、国交省の緊急点検では、下水道管路9%（全国72%）、取水施設14%（同67%）という低さである。国の支援制度は、水道料金の値上げが求められ使いにくいいため、制度改善や補助率の引き上げを求めること。また、県独自に支援制度を創設すること。</p>	<p>水道施設の耐震化に対する支援制度の補助率の引き上げや平均料金要件を含む採択基準の見直しについては、令和6年5月に国土交通大臣に対して要望を行った。国の状況を見ながら、引き続き国に対して要望していく。</p> <p>また、上下水道事業は公営企業会計であり、耐震化についても利用料金を原資として実施することが基本である。県独自の支援制度については、先行して自ら耐震化を進めている自治体との間で不公平が生じることもあり、支援制度を創設することは考えていない。</p>
<p><b>【原発・エネルギー・廃棄物・環境】</b></p> <p>①福島原発事故は、未だ後始末もできず教訓化はこれからであり、「新規規制基準」に沿った対応をしても島根原発2号機の安全性は確保されたとは言えない。避難計画についても、原子力規制庁が被爆リスクゼロにはならないとしている。また、断層の連動については、能登半島地震を踏まえた新たな知見の反映や宍道断層と鳥取沖断層の踏み込んだ再調査は行われていない。改めて危険な島根原発2号機の稼働停止を求めること。また、導入の動きがあるプルサーマル計画は一層危険性が増すため、安全協定に基づき断固反対の意思を表明すること。3号機稼働にも反対すること。</p>	<p>島根原発2号機は新規規制基準に適合すると認められ、必要な安全対策工事を完了した上で、原子力規制委員会から使用前確認証が交付され、営業運転を再開している。プルサーマル計画については、本県は一切説明を聞いていない。</p> <p>また、同3号機については新規規制基準適合性審査が進められており、その状況を確認している。</p> <p>本県の避難計画を含む島根地域の緊急時対応は、国の原子力防災会議で了承され、一定の実効性が認められており、毎年度の原子力防災訓練の実施等により、更なる実効性向上に努めている。</p>
<p>②政府の2040年度に向けた「第7次エネルギー基本計画案」（以下「計画案」）は、「原発の依存度を低減する」という従来の方針を削除し、「原発の最大限活用」「原発の新增設」と原発推進へと大きく舵を切り、まるで福島原発事故がなかったかのような内容である。また、火力発電については、国連が先進国に対し2030年までの計画的撤退を求めているが、「計画案」では3～4割とし、日本はG7で唯一石炭火力の廃止期限を表明していない国となっている。温室効果ガスについては、IPCC（国連気候変動政府間パネル）が気温上昇を1.5度に抑えるため2035年までに2019年比で60%削減を求めているが、「計画案」では2013年比で60%削減（2019年比で53%削減）、再エネ比率も4～5割に留まっている。温室効果ガスの大幅削減計画を持たずして石炭火力ゼロは達成できない。2035年までに2013年比で温室効果ガス排出量75～80%削減（2019年比71～77%削減）、エネルギー消費量6割削減、再エネ比率8割とする目標を掲げるとともに、2030年までに石炭火力の廃止と原発ゼロを実現するよう求めること。また、とっとり環境イニシアティブプランも、上記国際基準にふさわしい目標と推進計画を持ち、県民に分かりやすい長野県のような「ロードマップ」を作成すること。</p>	<p>第7次エネルギー基本計画（エネルギー政策の基本方針）及び地球温暖化対策計画（2035年温室効果ガス削減目標）は、令和6年度末の閣議決定に向け改定作業を進めており、電源構成を始めとして電力の需給をめぐる状況の変化を考慮した上で、国が適切に判断すべきものである。</p> <p>一方、本県においても、同国計画を踏まえた上で、令和7年度中に「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の中間見直しを行うこととしており、家庭・企業・運輸の部門ごとの施策の方向性、数値目標等について、脱炭素の取組が加速するよう関係団体等と意見交換しながら改訂を行う。</p> <p>併せて、ホームページのリニューアルや啓発ツール等の作成などにより、目指すべき方向性、取組、目標を広く県民と共有し、2050年の脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③再生可能エネルギーの優先利用の原則を確立し、再エネの出力抑制をやめるよう国に求めること。送配電の東西日本規模での運営を念頭に、再エネを最大限活用できる送電網などのインフラ整備を促進するよう国に求めること。</p>	<p>国は、再エネ導入推進の観点から、再エネ（太陽光、風力）の出力制御を火力、電力融通、バイオマスに続いて4番目に設定しているほか、電気の安定供給と再エネ導入の両立ができるよう、令和5年12月に「出力制御対策パッケージ」を定めて、出力制御の抑制に取り組んでいることから、国に要望することは考えていない。</p> <p>また、本県は、送電網などのインフラ整備に関して、系統連系に必要な地域内連系線の増強など、接続容量不足の解消に取り組むよう、令和元年度以降、国へ継続的に要望している。</p>
<p>④住民合意もなく、大規模で災害や環境破壊につながる懸念がある、「鳥取」・「鳥取西部」・「鳥取市青谷町」・「新北条砂丘」の風力発電計画は中止を求めること。</p>	<p>再生可能エネルギーによる発電事業の認可等は国の権限であるが、本県においても、予定地の状況に応じて森林法等の個別の法令により審査されることに加え、「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例」により独自に技術基準を設けており、土砂災害の防止等の安全性についても審査していく。</p> <p>また、周辺環境への影響については、事業者が行う環境影響評価の内容に対し、鳥取県環境影響評価審査会で環境保全の観点から厳正に審査を行い、市町の意見を伺いながら必要な意見を述べていくとともに、事業者に対しては地元住民への十分な説明や誠意ある対応を求めている。</p>
<p>⑤知事は淀江産廃処分場計画を許可したが、地下水汚染の懸念は拭い去れず、PFAS対策は具体策が明確になっていない。産廃処分場の工事は凍結・中止すること。</p>	<p>淀江産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に則り、関係市長（米子市長）から意見を聴取し、周辺住民等の利害関係者から意見書の提出を求め、法が求める以上の分野も含めた専門家の意見を聴取し、これらの結果を踏まえ、地下水等への影響を含めた施設の安全性など法の求める許可基準への適合を厳正かつ慎重に審査し、許可したものである。</p>
<p>⑥米子市淀江の西尾原水源地でPFASが検出されたが、原因を調査すること。また、県が住民の血液検査をすること。PFAS検査は、水道水は各市町村が実施するが、それ以外の地下水等については県が調査すること。</p>	<p>水道水源地で検出されているPFOS等への対応は、水道事業者で検討されるべきことと考えているが、水道事業者から原因究明等の相談があった場合には協力を検討したい。</p>
<p><b>【政治とカネ】</b> ①国民・県民の政治への信頼を取り戻すためにも、「裏金づくり」の全容解明、及び「裏金」の原資であり、賄賂性がある企業・団体献金は、パーティ券購入も含め全面禁止するよう政府・国会に求めること。</p>	<p>昨今の政治資金パーティ収入に係る政治資金収支報告書への不記載の問題については、国において議論されるべき事項である。また、企業等による政治活動に関する寄附のあり方については、政治活動の自由と密接に関連する重要な問題であることから、国において議論されるべき事項である。</p>
<p>②裏金非公認候補に自民党本部から支給された2000万円の原資は政党助成金である。政党助成金制度は、国民一人250円分の税金を、支持していない政党にも振り分けることになり、思想信条の自由を侵害する憲法違反である。政党助成金制度の廃止を政府・国会に求めること。</p>	<p>政党助成金のあり方については、政治活動の自由と密接に関連する重要な問題であることから、国において議論されるべき事項である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【物価高騰対策】</b></p> <p>①物価高騰対策として、一時的な定額減税や給付金などの細切れの対策だけでなく、消費税を緊急5%に減税し、インボイス制度は廃止するよう国に求めること。その代替財源をつくるため、大企業優遇減税の見直しや所得税1億円の壁の是正等、税の応能負担の原則の徹底を図るよう国に求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p> <p>インボイス制度は、複数税率制度下において適正な税務経理や申告を行う上で必要不可欠なものであり、制度の廃止を求める考えはない。</p>
<p>②自公政権が強行した生活保護費の削減を緊急に復元し、物価高騰に見合った水準まで引き上げるよう求めること。生活保護での暖房器具の買い替えや車の保有を認めること。</p>	<p>生活保護費は5年ごとに改定が行われており、令和5年10月の改定においては、物価高騰の状況を勘案した上で、従前の生活保護費が維持されているものと認識している。生活保護基準は、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国の責任により設定されるものであり、地方の実情を十分考慮するよう引き続き国に要望していく。</p> <p>生活保護制度では、暖房器具を含めた生活用品は保護費の中で計画的に購入することとされており、自動車の保有については個々の状況に応じて認められるケースがあることを既に各実施機関に周知徹底を図っている。</p>
<p>③11月補正予算の物価高騰対策予算（医療機関・福祉・保育施設、学校給食、私立学校、農業漁業関係等）は、1月～3月分しかなく、前年の支援にも空白期間があり、支援が物価高騰に追いついていないと聞く。令和7年度の当初予算でも、支援を継続すること。</p>	<p>物価高の影響を受ける生活者・事業者を支援するため、必要な予算を令和7年度当初予算案で検討している。</p>
<p><b>【中小業者支援・賃上げ・雇用・労働時間の短縮】</b></p> <p>①最低賃金時給1500円以上（手取り月額20万円程度）への速やかな引き上げと、地方格差をなくすため全国一律最賃制の確立を国に求めること。また、その実現のためには、財源が必要であり、大企業の内部留保に時限的に課税して財源をつくり、中小企業に賃上げ直接支援を行うよう国に求めること。県の賃上げ支援事業は、要件緩和されたが、生産性向上の取り組みのみではなく、岩手県や徳島県のように賃上げに直接支援すること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。石破首相は2020年代に最低賃金の全国加重平均1,500円への引き上げを表明しており、地域格差の解消策を含め今後の国の動向を注視していく。</p> <p>なお、賃上げは生産性向上を通じて企業の経営力を高めるための取組と両輪で進めるべきものであり、県ではこれを「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」により支援しているため、直接支援のような一時的な対策の実施は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②ケア労働者の報酬（公定価格）全体が実質引き下げられた中で、介護分野では報酬加算があっても全産業平均との格差が約7万円にまで広がってしまった。報酬（公定価格）の抜本的引き上げを、再度、国に求め、全産業平均並みに賃金を引き上げること。また、県独自に、介護・福祉職員、保育士への賃上げ直接支援を実施し、人手不足を解決すること。</p>	<p>県では、介護職員の処遇改善に関して、令和6年7月及び11月に国に対して抜本的な介護報酬の見直しを含めた制度設計を進めるよう要望し、また8月には全国知事会を通じて国に要望したところである。介護報酬の改定については、社会保障審議会介護給付費分科会において継続して議論されており、その議論を注視しつつ、今後も引き続き介護職員の処遇改善について国に要望していくこととしており、県独自の支援は考えていない。</p> <p>また保育士についても県独自の賃上げ直接支援は考えていないが、保育人材の確保と定着をより一層進めるため、保育士の配置基準の更なる見直しと処遇改善を実行するよう、令和6年7月に国へ要望を行った。令和6年4月に遡っての10.7%の処遇改善と1歳児の配置基準について令和7年度から加算による見直しが図られるが、更なる処遇改善と4・5歳児を含め配置基準の改善が図られるよう、今後も継続して国へ要望していく。</p>
<p>③男女の賃金格差は将来の年金にも影響し、女性の貧困の原因となっている。県内事業所に対して、業種、男女、正規・非正規ごとの実態の公表と是正計画を求め、県として格差是正のための手立てをとること。令和5年度は男女共に平均賃金が下がり、賃金格差は令和4年80.1%から令和5年76.9%へと広がった。また、県内の管理的地位に占める女性の割合は28%程度である。男女の賃金格差や昇給格差を是正するよう手立てを講じること。</p>	<p>男女の賃金の差異については、女性活躍推進法に基づき、常用労働者301人以上の企業には公表が義務付けられているほか、101人以上300人以上の企業においても男女の賃金の差異を含む任意の1項目以上の情報公開が義務付けられているなど、国において企業の事務負担等を考慮しながら順次対象範囲の拡大を進めているため、国の動向を注視したい。</p> <p>また、県では将来的な管理的地位への女性登用促進のため、ライフステージに応じた女性のキャリア教育支援や職階ごとの女性就業者ネットワーク構築支援など対策の充実強化を図るとともに、官民連携組織「女星活躍とっとり会議」で職場における女性活躍を推進しており、今後も経済、労働、行政が一体となって格差是正を進めていく。</p>
<p>④日本の労働時間は、ヨーロッパに比べても年間300時間も長く、仕事と家事・子育ての両立を困難にし、ジェンダー問題、人口減少の原因にもなっている。賃上げとセットで、「1日7時間・週35時間制」への移行を国の目標とし、人手不足の分野への対策などの移行計画を持つよう国に求めること。子育て短時間勤務制度は、公務員も民間労働者も義務教育期間中は取得できるようにし、給料の補償制度も創設すること。</p>	<p>令和6年4月から働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制が建設業や自動車運転業にも適用されるなど、長時間労働是正は国において着実に進められており、国に法定労働時間の一律短縮を求めることは考えていない。</p> <p>また、令和6年5月に成立した改正育児・介護休業法では、事業者に対し小学校就学前の子を持つ労働者に対する短時間勤務、テレワーク、時差出勤などの実施など、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置が義務付けられており、子育て世帯への経済的支援を含め今後も国制度拡充の動きを注視する。</p> <p>なお、県の子育て短時間勤務制度については、育児短時間勤務終了後における子育て支援の必要性を考慮して、平成28年4月に「子育て部分休暇」を導入し、小学校1年生から3年生までの子がいる場合に1日最大2時間の休暇を取得可能としている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤ ジャパンディスプレイが令和7年3月末に生産終了し、戦略拠点として事業継続するとしていた鳥取工場の存続も危ぶまれている。約500人の労働者の雇用を守ること。また配置転換に当たっては、家族がバラバラになるような無理な配置転換をしないよう求めること。</p>	<p>ジャパンディスプレイは、令和7年3月末に生産を終了することを発表した。同時に、生産終了後も鳥取工場は戦略拠点として事業継続する旨も発表している。生産に従事している従業員は、本人の意向等も勘案しながら、鳥取の拠点内または県外の他拠点への配置転換等を検討していく予定であり、現在企業内で調整が進められているところと伺っている。</p> <p>引き続き、同社の動きに注視し状況を十分に把握した上で、県内での再就職を希望する従業員には県立ハローワークによる再就職支援を行う等、機動的に対応していく。</p>
<p>⑥ 人事院も認めた、会計年度任用職員の「公募によらない再度の任用回数制限の撤廃」制度を導入し、「使い捨て」するのではなく、正規雇用への道を拓くこと。また、知事部局の県職員は約3000人とほぼ増減がないが、会計年度任用職員が873人と22%を占め、会計年度任用職員への振り替えが行われていると監査委員が指摘している。定期監査でも事務処理に対する注意事項が増えており、職員が不足しているのではなかろうか。県職員を増やすこと。</p>	<p>職員定数については、令和6年5月に「鳥取県庁改革プラン」を策定し、現行定数の維持を基本としていく方針としている。正職員と会計年度任用職員の配置については、業務内容等を勘案しながら、丁寧に精査して検討していく。</p>
<p>⑦ 親企業に対し、原材料費、賃金引き上げなどの変動要因による下請け代金の引き上げについて、協議に応じることを義務化するルールをつくるよう国に求めること。</p>	<p>価格転嫁については、下請事業者に対する優越的地位の濫用を禁じた独占禁止法に加え、令和5年11月の公正取引委員会指針（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）において、発注者から協議の場を設けること、受注者から労務費の上昇を理由とした価格転嫁を求められたら協議のテーブルにつくこと等が明示されたほか、令和6年11月には下請中小企業振興法に基づき受発注間の望ましい取引慣行を示す「振興基準」が改正されるなど環境整備が着実に進んでいる。また、供給網全体の適正取引を進めるための下請法改正案が次期通常国会に提出される見込みであり、改めて国に求めることは考えていない。</p> <p>これらの動向も踏まえつつ、本県としては、専門家相談窓口の設置及び専門家派遣等を通じ、国及び商工団体等とも連携して価格適正化を支援していく。</p>
<p>⑧ コロナ債務が返済できず廃業に追い込まれることがないよう、「別枠債務」の発動と同時に、保証協会が行う代位弁済への県の損失補填に対する回収金を放棄できる条例を創設すること。また、国会の附帯決議にもなっている小規模企業への社会保険料の負担軽減のための支援を県としても実施すること。</p>	<p>コロナ融資の円滑な返済に向け、本県では金融機関に対して返済緩和等の条件変更対応を求めてきたほか、令和6年度に返済期間最大15年の超長期借換資金を新設し、事業者の資金繰り支援を強化している。また、事業活動の再構築を支援する「とっとり企業ネットワーク」により、関係機関と連携して経営再生等支援も進めている。</p> <p>社会保険料の負担軽減については、国会の附帯決議であり、国において適切に対応すべきと考える。</p> <p>代位弁済となった損失補償付制度融資について保証協会が債権回収した場合に、都道府県がその回収された納付金の一部を保証協会から受け取る権利の放棄については、地方自治法の趣旨に則り議会で個別に審議いただくべきものと考えており、包括的に放棄するような条例の制定は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑨「鳥取県産業振興条例」を総括し、小規模企業の倒産・廃業が増えていることを踏まえ、小規模企業に特化した「小企業振興条例」を創設し、物価高騰のもと、直接支援も含めた支援の充実を図ること。</p>	<p>鳥取県産業振興条例の考え方に基づいて産業振興を進めており、コロナ禍や物価高を乗り越えていくための支援策においては、少額からの利用も可能とするなど、小規模事業者が活用しやすい制度を講じて、多くの小規模事業者に活用いただいた。</p> <p>小規模事業者の振興の趣旨も盛り込む本条例がある中で、小規模企業に特化した条例を重ねて設ける考えはないが、一時的な直接支援ではなく持続的に事業を継続するための経営力の強化に向けた支援策など、引き続き小規模事業者に寄り添った支援を進めていく。</p>
<p><b>【社会保障の充実】《医療》</b>  ①県立中央病院の救命救急センターでは、東部消防からの指示要請への応諾拒否やパワハラ問題が発生し、一定の処分が行われたが、その後も、東部消防に告知せずホットラインを切断していたことが明らかになるなど、県民の医療に責任を負う立場であるとの自覚に欠ける事態である。これらの問題の発端となっている前救命救急センター長の真摯な謝罪を求めること。</p>	<p>中央病院の救命救急センターに係る諸問題については、事実関係を調査の上、必要に応じて公表や関係者の処分を行うなどして組織的に対応してきたところであり、個人の謝罪を求めることは考えていない。</p>
<p>②昨年末に厚労省が高額療養費制度の上限額を所得区分に分けて段階的に引き上げると発表した。平均年収とされる約510万円～650万円の場合、現行の月約8万円から約11万3000円に増えるとされている。上限額の引き上げは命に直結する。引き上げないよう国に求めること。</p>	<p>高額療養費制度を含めた持続可能な医療保険制度のあり方については、国において検討されるべきものであり、上限額を引き上げないよう国に要望することは考えていない。</p>
<p>③後期高齢者医療制度・75歳以上の医療費窓口負担を3割に引き上げる政府方針の撤回と、2割負担も元の1割負担に戻すよう国に求めること。県は保険料軽減のための支援をすること。</p>	<p>後期高齢者医療制度の窓口負担割合は、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から検討・決定されたものであり、見直しを国に要望することは考えていない。</p> <p>これまで、必要に応じて県の基金を保険料の上昇幅の抑制に活用しており、将来の見通しを踏まえ、県基金の活用について鳥取県後期高齢者医療広域連合と引き続き協議していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④国民健康保険料の上昇につながる国保料統一やそのロードマップ作成はやめること。知事会が求めている公費1兆円の投入で均等割・平等割を廃止し、保険料の軽減を図るよう国に求めること。また、県として国保料軽減や子どもの均等割廃止のため支援をし、特別医療費助成に対する国のペナルティに対し県が応分の負担をすること。国保法第44条に基づき、急激な生活困窮の場合、医療費窓口負担が軽減できるよう条例を制定すること。</p>	<p>保険料の統一については、今後も被保険者数が減少する中で、医療費の増加や高額医療費の発生による保険料の急増のリスクを県単位で軽減・分散するため、共同保険者である市町村の総意により進められるものと認識している。</p> <p>これまで市町村と丁寧な議論を重ね、1月9日に納付金算定方法の変更について市町村と合意したところであり、保険料の統一については、引き続き、市町村と丁寧に議論を重ねていく。</p> <p>国民健康保険料の賦課方式は、国が国民健康保険の制度設計の中で検討するものであり、均等割、平等割の廃止を国に要望することは考えていない。</p> <p>国民健康保険料の軽減については、県として法定されている応分の負担を行うとともに、市町村が県に納める納付金の上昇抑制のために財政安定化基金を活用しているところであり、独自の支援を行うことは考えていない。</p> <p>子どもの均等割については、子育て世帯の負担軽減の観点から、法令に基づき軽減措置が実施されており、対象範囲の拡充及び軽減割合の拡大について、国に対して全国知事会及び本県から引き続き要望を行っていくが、県独自の支援は考えていない。</p> <p>また、特別医療費助成に対する国庫負担金の減額調整措置については、県特別交付金により県が4分の1を負担しているところである。</p> <p>国民健康保険法第44条に規定する医療費の窓口負担（一部負担金）の軽減は、条例がなくても直接適用が可能であり、市町村がそれぞれの考えにより対応されるべきものとする。</p>
<p>⑤鳥取大学の臨時定員枠の縮小をやめるよう国に求め、医師を増やせるようにすること。</p>	<p>国による、本県を含む「医師多数県」の令和7年度医学部臨時定員の一律削減を契機に、「多数県」有志や有志県医師会、また全国知事会とも連携し、昨年8月以降4回にわたり本県等の医師不足の状況を粘り強く国に訴えてきたところである。</p> <p>昨年12月に国が公表した「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」では、医師定員について「医師の偏在対策に資するよう個々の地域の実情や都道府県の意見を十分に聞きながら必要な対応を進める」方針等が明記されたが、引き続き国の動向に注視しつつ、必要に応じて国要望も行い、県内の医療に必要な医師の確保を進めていく。</p>
<p>⑥マイナ保険証の強制ではなく、紙の健康保険証を存続するよう国に求めること。</p>	<p>医療保険制度の基本部分である健康保険証のあり方は、国で検討されるべきものと考えており、紙の健康保険証を存続させるよう国に求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑦県特別医療費助成制度については、障がい者は元の無料に戻し、治療や薬がほぼ必須である精神障がい者は手帳所持者全てを対象とすること。	<p>特別医療費助成制度における利用者への一部負担金は、持続可能な制度とするために必要なものとして、所得に応じた負担を求めているところであり、低所得者の方については減免を行っている。</p> <p>精神障がい者のうち、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者については、医療機関にかかる頻度が多いことなどから重点的に支援する必要があると、県と市町村が共同して支援を行っている。一方で精神疾患の治療については、手帳の等級に関わらず通院者に対する医療費軽減を行う自立支援医療制度（精神通院医療）や、各市町村において独自に実施している医療費助成制度もあることから、市町村の意見を聞きながら、制度の在り方について引き続き検討していく。</p>
⑧透析患者は、週3回の透析通院があり交通費が嵩んでいる。市町村だけでなく、県としても通院助成を実施すること。	透析患者など身体障害者手帳の所持者が通院される際には、タクシー等の割引制度があるほか、市町村が単独で通院費助成制度を設けていることから、県独自の助成は考えていない。
⑨無料低額診療事業の支援を継続し、実施空白の県中部では厚生病院が実施すること。また院外薬局の薬代も事業対象とするよう国に求め、県としても独自支援すること。	無料低額診療制度は、院内薬局の薬代も含めて、国が医療保険制度の中で検討すべき事項と考えており、厚生病院での無料低額診療事業の実施、薬代も事業対象とすることへの国への働きかけや県独自の助成について、いずれも考えていない。
⑩新型コロナの教訓を踏まえ、今後の感染症に備え、日頃からの公衆衛生等を徹底するためにも、保健師数を増員すること。	新興感染症発生時における保健所等の人員体制（保健師を含む）については、新型コロナ対策の経験等を踏まえ、本庁からの応援職員、市町村に対する応援派遣要請、関係団体との連携等により、感染状況等に応じて機動的に、全庁での対応体制を構築することとしている。
⑪地域医療構想の見直しの時期が来ているが、コロナの教訓を踏まえ、病床削減ではなく、病床を維持・増加する計画を組むこと。	<p>新たな地域医療構想の策定については、これまでの入院医療体制だけではなく、2040年に向けて、医療・介護の複合ニーズ等を抱える85歳以上の増加や人材確保の制約等が懸念される中、外来・在宅医療、介護との連携等を含め、医療提供体制全体の課題解決を図るための議論が令和8年度から進められる予定であり、県としては今後国から示される「策定指針」等に基づき、医療需要の変化や介護連携も見据えつつ、地域に必要な医療機能を維持・確保できるよう関係者等との議論を進めていく。</p> <p>・持続可能な地域医療提供体制構築推進事業 1,572千円</p>
《福祉》 ① 県内では自死が高止まりしている。相談支援体制を強化すること。	<p>「眠れてますか？」睡眠キャンペーン等の実施による心の健康やうつ病、自死に関する啓発、SNS相談及び関係機関を含めた相談窓口担当者連絡会の開催等による相談体制の整備について、令和7年度当初予算案で検討している。</p> <p>・みんなで支えあう自死対策総合推進事業 28,922千円</p>
②年金の改定を物価や賃金の上昇より低く抑える「マクロ経済スライド」を凍結・撤廃し、290兆円の年金積立金を活用し、直ちに、物価上昇に見合った年金額に引き上げるよう国に求めること。	年金制度は、国において社会保障制度の中で検討すべき事項であり、県としてはその検討状況を注視していくこととし、国への要望は考えていない。
③介護保険制度が介護労働者の賃上げ、利用者の負担軽減や支援充実につながるよう、国庫負担割合を25%から35%に引き上げる（国費投入1.3兆円増）よう、国に求めること。	介護保険制度に係る財源のあり方については、国の社会保障審議会介護保険部会において検討されているところであり、引き続き国の動向を注視していく。

要望項目	左に対する対応方針等
④介護施設での「ワンオペ夜勤」を解消するための支援制度を創設すること。	介護施設における人員配置基準は国が規定しており、見守りセンサーの導入等を要件に一定の人員を確保した場合に、夜勤職員配置加算も設けられている。当該加算は社会保障審議会介護給付費分科会において議論されており、今後も引き続き国の動向を注視していく。
⑤介護事業所の人件費を圧迫している人材紹介業者への手数料の「上限」設定をするよう、国に求め、県独自に手数料補助を行うこと。	県独自の手数料補助については考えていないが、介護人材確保は重要であることから、これまでも様々な施策を行ってきたところであり、「介護人材確保に関する緊急対策検討会」においてさらなる充実について検討していく。
⑥訪問介護事業所は、日吉津村はゼロ、若桜、智頭、三朝、南部、日野、日南、江府町は1つしかなく、北栄・大山・伯耆町では減少している。維持できるよう訪問介護の基本報酬を早急に元の水準に戻すよう国に求めること。人件費、訪問交通費支援など、県の支援制度を更に充実すること。	訪問介護の介護報酬の減額により特に影響を受ける中山間地について、県では令和6年度に本県独自の取組として中山間訪問介護サービス緊急支援事業の拡充などサービス確保のための施策を充実したところである。 また、中山間地における訪問介護サービスの維持については国にも手厚い支援を要望しているところであり、県の支援制度の更なる充実は考えていない。
⑦介護保険軽度者の在宅サービスの保険給付外しや、利用料の2割・3割負担の対象拡大等の介護保険改悪に反対すること。保険料・利用料の県独自の減免制度を創設すること。	介護保険制度の見直しについては、国の責任において検討が行われるべきものであり、県独自の制度創設は考えていない。今後も引き続き国の動向を注視していく。
⑧加齢性難聴の補聴器助成に県としても取り組むこと。	加齢性難聴者に対する補聴器使用の有効性については現在、国立長寿医療センターで検討が続けられており、その迅速な検討とともに、有効性が示されたときは、国において補聴器購入費に係る支援制度を創設するよう国へ要望しており、県で独自の補助を行うことは考えていない。
⑨鳥取県の障害者就労支援事業所の平均工賃は2万円を超え、県の新たな工賃目標は「4倍化」とし、その実現のためより長く働くことを障がい者に求めている。しかし、長時間働くことが困難な障がい者には健康面で無理が来たり、工賃も上がらないことになる。障がい特性にあった働き方で、暮らせる工賃となるよう、県が工賃助成すること。	新たな工賃向上計画における工賃や就労時間の目標は、県全体として目指すべき水準を示すものであり、一律に工賃や就労時間の増加を求めるものではなく、一人ひとりの工賃や就労時間は、障がい特性等を踏まえて決定されるものである。 県としては、事業所が利用者に支払う工賃への直接補助ではなく、事業所の生産活動収入が増加するよう、自主事業を展開する事業所の新商品開発や農福連携への支援等を実施している。引き続き、関係機関と連携しながら各事業所の状況や特徴に応じた支援を実施し、工賃向上を目指していく。
⑩「障がいのある方の親亡き後を考える検討会」が開催されたが、検討会のメンバーは、精神障がい者の家族会も含め、知的、身体、発達障がいの全てを対象として、当事者の願いがきちんと反映できるようにすること。また、「親あるあいだ」に施設支援や訪問支援に慣れるためにも、不足する施設を増やすようにすること。	検討会は議題に応じた団体、市町村等に参加いただき、開催したところであるが、今後も検討を進める中で、機会を捉えて、更に幅広い当事者団体からの意見聴取についても検討していく。 また、障がい者が地域で安心して生活していくことができるよう、各障害福祉サービスの提供体制の充実に引き続き取り組んでいく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪「住まいは人権」「自治体福祉の充実の一環」と位置づけ、公営住宅の増設や、若い世代、高齢者、低所得者向けの家賃補助制度を創設・拡充させること。</p>	<p>現在、収入減により住居を失う恐れが生じている方への住宅確保給付金制度を設けているほか、低所得者等を対象として、セーフティネット住宅において公営住宅並みの家賃で入居できるよう家賃低廉化支援制度を設けている。</p> <p>公営住宅については、民間賃貸住宅の供給状況、地域ごとの人口動態などを踏まえながら、市町村と連携して、適切な公営住宅の必要戸数等について検討・整備を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅整備事業 1, 213, 036千円</li> <li>・住宅セーフティネット支援事業 19, 574千円</li> </ul>
<p>【子育て・教育】</p> <p>①令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案の「二次検証」が「二次検証委員会」において行われているが、なぜ「二次検証」が必要となったのか。最初の検証内容は非公表のままであり、なぜ非公表とされたのか。そこに、県行政の歪みを感じざるを得ない。児童相談所の措置や対応、また児童養護施設の対応が、児童の自死にどう関係したのか全容解明し、非公表とした理由も含め、公表することが必要である。これらを通じて、県行政の責任を明確にし、真に児童の権利と尊厳に基づいた児童養護のあり方へと改善すること。</p>	<p>令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案については、社会福祉審議会において再度の検証が必要であると提言されたことを踏まえ二次検証委員会を立ち上げ、現在、同委員会において、当初の検証報告書の内容、県の当該事案に対する対応等に関する議論や関係者からのヒアリングを実施している。</p> <p>今後、二次検証委員会において作成される検証報告書の内容等を踏まえ、県として適切な対応を行っていくとともに、引き続き、関係機関と連携して子どもをまんなかに据えた児童養護施策を着実に推進していく。</p>
<p>②有効求人倍率が3.58倍と保育士が非常に不足している。賃上げのための公定価格の引き上げを国に求め、県も賃金助成すること。保育士の配置基準について、4・5歳児は、全ての保育所で30:1から20:1となるように、また既に実施している保育所に対し、県が支援すること。</p>	<p>保育士への県独自の賃上げ直接支援は考えていないが、保育人材の確保と定着をより一層進めるため、保育士の配置基準の更なる見直しと処遇改善を実行するよう、令和6年7月に国へ要望を行った。令和6年4月に遡っての10.7%の処遇改善と1歳児の配置基準について令和7年度から加算による見直しが図られるが、更なる処遇改善と4・5歳児を含め配置基準の改善が図られるよう、今後も継続して国へ要望していく。</p> <p>保育士の配置基準についての県独自の支援については、保育行政の主体である市町村とも意見交換しながら今後検討していく。</p>
<p>③全ての市町村で保育料は第1子から完全無償化を実施すること。</p>	<p>0～2歳児を含め幼児教育・保育の完全無償化を実現するよう、令和6年7月に国へ要望を行った。今後も継続して国へ要望していく。</p> <p>県独自の無償化制度については、市町村と意見交換しながら検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④「子どもの貧困対策」は、「シン・子育て王国とっとり計画」に含まれ、就学援助率、高校進学率、生活保護世帯率、母子・父子家庭の就業率、児童扶養手当受給率の目標数値が盛り込まれたが、それを達成するための施策、貧困の連鎖を断ち切るための施策が必要である。資金貸付での対応ではなく、あらゆる子育て・教育に係る費用の無償化（未実施の学校給食費無償化、入学支度金制度、学童保育料無償化、住宅家賃無償化、私立高校授業料等無償化、給付型奨学金制度創設）に取り組むこと。また、家庭の収入を増やす点では母子家庭は正規雇用が多いのに収入が少ないという問題を補うため、追加の手当てを県独自に行うこと。</p>	<p>子どもの貧困対策については、令和6年3月に策定したシン・子育て王国とっとり計画において関連する施策の数値目標を定め、保育料無償化、医療費無償化、学校給食費無償化、通学費補助等についてもその実施状況や目標を計画に記載し、関係機関と連携して施策を推進している。</p> <p>ひとり親世帯に対しては世帯所得に応じて児童扶養手当が支給されており、令和6年11月には第3子以降の加算額の拡充や所得制限限度額の引上げが行われたところであり、県独自での追加の手当は考えていない。</p>
<p>⑤学童保育は、運営費補助金が低く、それを補うため学童保育料が月4000円～6000円と高くなっている。保育所の保育料のように低所得世帯に限定せず、県が学童保育料無償化・軽減のための支援をすること。また、特別教室との併用では、利用時間が限られ、備品を置くこともできない。全て専用室となるよう、県が支援すること。</p>	<p>放課後児童クラブの実施主体は市町村であり、利用料や減免制度については市町村や民間団体等の運営主体の判断で設定されているものであることから、引き続き市町村と意見交換をしながら子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでいく。</p> <p>放課後児童クラブで使用する施設の状況や施設整備の必要性については、実施主体である市町村において把握・判断しており、市町村が実施する施設整備に対しては国の交付金を活用して県も支援していることから、引き続き市町村と連携しながら必要な支援を行っていく。</p> <p>・放課後児童クラブ設置促進事業（放課後児童クラブ施設整備費） 7,054千円</p>
<p>⑥児童相談所の虐待認知件数が増加している。適切な支援ができるよう、更に専門職員を増員すること。</p>	<p>児童相談所職員の増員については、随時、現場の実情を勘案しながら、適切な職員配置を検討していく。</p>
<p>⑦「子どもの権利条約」の普及は、社会的養護の場面で「権利ノート」を子どもに渡すだけでなく、学校教育の中にも取り入れ、全ての子どもが、自らが権利の主体であることを認識できるようにすること。</p>	<p>「子どもの権利条約」の普及に関しては、従来より各学校等からの要請に応じて「子どもの人権」をテーマとした教職員研修を実施するとともに、子どもの権利条約を扱った指導事例の作成・周知や、人権学習講師派遣事業で「子どもの人権学習会」を実施している。「生徒指導提要」の改訂や「こども基本法」の制定等を踏まえ、これまで以上に教職員の理解が深まるよう取り組み、人権教育を通じて子どもたちの権利の主体意識が高められるように努めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑧「発達障がい」は、特別支援学級や「通級指導教室」での対応では不十分な場合もある。単一の「発達障がい」の場合も、特別支援学校に入学できるようにすること。</p>	<p>令和6年3月の中学校特別支援学級(全ての障がい種)卒業者のうち66.5%が高等学校へ進学している状況であり、平成30年度以降、県立高等学校において通級による指導を開始し、「発達障がい」など障がいのある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行っているところである。今後も高等学校において「発達障がい」のある生徒の障がいの状況に応じた教育をしていきたいと考えている。</p> <p>なお、特別支援学校の対象となる障がい種については学校教育法に、障がいの程度については学校教育法施行令に規定されており、本県独自で対応することはできないため、中学校の特別支援学級(自閉・情緒障がい)を卒業した生徒を対象とする特別支援学校の部門又は高校の特別支援学級の創設について、令和6年7月に国に要望したところである。</p>
<p>⑨障がい児の保護者(特に母親)の就労が困難になっている。両立支援に関する調査を行い、放課後デイサービスの充実など、支援策の充実に努めること。</p>	<p>放課後等デイサービスの事業所を通じて保護者のサービス提供時間などのニーズを把握しており、今後も引き続き事業所等から状況を聞き取り、必要な支援を検討していく。</p>
<p>⑩発達障がい児が増え、保護者の中で我が子がどうなのかと漠然とした不安が広がり、どこに相談していいかわからない、相談しても大丈夫と言われるがそれでも不安との声を聞く。発達支援センターは相談が多く待たされることも多いと聞く。身近なところで安心して相談ができ、適切な助言ができるようにするため、保育所、学校での相談体制を充実させ、それらの場所でも相談できることを周知すること。</p>	<p>子どもの発達に不安を感じる保護者の相談先として、市町村が発達相談や発達教室を実施しているほか、県においても『エール』鳥取県発達障がい者支援センターやペアレントメンター(発達障がい児の子育て経験のある保護者)による相談支援を実施しており、いずれの相談機関においても、相談後に保護者に不安が残る場合は継続して相談に応じている。</p> <p>保育所や学校における相談員の配置等は市町村が判断するものであり、県においては発達障がいに関する研修の実施により適切に相談に応じられる人材の育成に努めていく。</p> <p>相談窓口の周知については、相談窓口を記載した「発達障がい啓発リーフレット」を各保育所、学校等に配布しており、相談を希望する人に情報が届くよう引き続き市町村と連携して周知を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がいのある子ども等の総合支援事業(ペアレントメンターに係る家族支援事業) 4,583千円</li> <li>・発達障がいのある子ども等の総合支援事業(発達障がい情報発信強化事業) 571千円</li> <li>・発達障がいのある子ども等の総合支援事業(発達障がい者相談支援人材養成事業) 164千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪物価高騰のもとで、義務教育無償化の完全実施は待ったなしである。政府に対し、約束通り、国の責任で、学校給食無償化を進めるよう求めること。国が実施しない場合、県として、まず特別支援学校の無償化、そして市町村に対し無償化のための手立てを講じること。また、食材費高騰分の支援を継続すること。市町村から要望がでている、保育所給食の無償化の手立てを講じること。</p>	<p>小・中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、全国一律の包括的な学校給食費の負担軽減の仕組みづくりを進め、具体的な施策を示すとともに、必要な財源措置を早急に行うよう、令和6年7月11日及び11月13日に国に要望を行ったところであり、今後も引き続き国に対して働きかけを行う。</p> <p>幼児教育・保育の無償化の拡大の検討に当たって、副食費も無償化の対象とするよう令和6年7月に国へ要望を行った。今後も継続して国へ要望していく。また、県としての副食費無償化への支援については、市町村と意見交換しながら検討していく。</p>
<p>⑫大阪・関西万博の会場の夢洲は、現役の管理型産廃処分場であり、本来メタンガス発生がなくなって2年経たなければ使用できない。しかし、現在もメタンガスが出続け、駐車場・交通ターミナルでは爆発基準の濃度が測定されており、場内のレストランなどは火気厳禁となっている。また、硫化水素やアンモニアも放出しており危険であること、カジノ予定地と隣接していること、下見ができないこと、バスの乗降口から約1キロ歩かなければならない上にパビリオンが自由に選択できないことなど、修学旅行には不向きである。子どもの安全を第一に考え、万博修学旅行はやめること。</p>	<p>万博への修学旅行については、日本国際博覧会協会が令和6年12月18日に学校等向けの説明会を開催し、メタンガスについては専門家の指導の下、各施設管理者や事業実施者と協力してガス濃度測定等の安全対策を実施するとともに測定結果を毎日公表する等の対策を講じるほか、熱中症をはじめその他の会場内の安全対策も含め万博開催に向け万全の準備を行っている旨の説明があったところである。</p> <p>県教育委員会としては、安心・安全に万博への修学旅行が行われるよう、上記説明会の概要等を県内学校へ周知するとともに、今後も引き続き情報収集を行い、学校への情報提供に努めていくこととしており、修学旅行の実施については各学校において安心・安全を最優先に適切に判断されるものと考えている。</p>
<p>⑬政府が国立大学の運営費交付金を2004年度から13%も削減し、物価高騰に耐えられず、大学授業料を値上げする国立大学が出てきている。国に運営費交付金を増額し学費値上げを中止するよう求めること。学費無償化を目指し、大学・短大・専門学校の授業料を直ちに半額にし、入学金制度は廃止するよう国に求めること。生活困窮の場合は、奨学金返済が減免できるよう県としても対応すること。県独自の給付型奨学金制度を創設すること。</p>	<p>令和6年7月に修学支援新制度の拡充等、高等教育費の負担軽減について更なる支援策を講じることを国へ要望するとともに、令和6年1月に地方における高等教育機関の定員確保支援及び財政支援措置を国へ要望した。今後も引き続き国へ要望していく。</p> <p>令和7年度から多子世帯の学生等について授業料等を無償にする措置が講じられることに加え、国の経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）においても、中長期的な取組として、高等教育費の負担軽減に向けて必要な支援の検討を進めるとされていることから、状況を注視していく。</p> <p>奨学金については、令和6年度に貸与型奨学金における減額返還制度の要件緩和等が図られたところである。なお、この度、鳥取県未来人材育成奨学金支援事業の対象を全産業に拡大することを検討している。</p> <p>・とっとり若者Uターン・定住拡大事業（鳥取県未来人材奨学金支援事業） （債務負担行為）270,000千円</p>
<p>⑭兵庫県立大学のように、鳥取環境大学の学費を無償化すること。</p>	<p>令和6年7月に修学支援新制度の拡充等、高等教育費の負担軽減について更なる支援策を講じることを国へ要望した。今後も引き続き国へ要望していく。</p> <p>令和7年度から多子世帯の学生等について授業料等を無償にする措置が講じられることに加え、国の経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）においても、中長期的な取組として、高等教育費の負担軽減に向けて必要な支援の検討を進めるとされていることから、状況を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑮ 高校生のタブレット購入を23の都道府県が支援している。鳥取県としても支援すること。</p>	<p>県として補助制度を作ることは考えていないが、国に対して高校生の端末購入にかかる支援の充実を令和6年7月に要望している。</p>
<p>⑯ 国連・子どもの権利委員会は、「過度に競争的な教育制度が子どもに発達の障がいをもたらしている」と日本政府に繰り返し勧告している。全国学力・学習状況調査は、全国知事会からも「都道府県で順位をつけても意味がない」と疑問の声が上がり、教師にとっても物理的・精神的に負担が大きい。全国学力・学習状況調査の中止を国に求め、県学力・学習状況調査も中止すること。調査が必要であれば、悉皆ではなく抽出で行うこと。</p>	<p>文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」は、義務教育の機会均等とその水準維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを大きな目的としているもので、順位付けや、子ども達を競わせることを目的としているものではない。</p> <p>県教育委員会としても、全国学力・学習状況調査のデータから県内の児童生徒の学力・学習状況を適切に把握・分析して教育施策の成果と課題を検証し、児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善のため活用していることから、国に対して中止を求めるとは考えていない。</p> <p>また、県独自調査である「とっとり学力・学習状況調査」では、昨年までの自分の結果と比較した学力の伸びや、学力を支える力についても調査している。一人ひとりの学力の伸びや学力を支える状況を経年で把握し、学力を確実に伸ばすための個に応じた教育を進めていくにあたり重要な調査であり、その調査の性質上、悉皆で行う必要がある。今後も、引き続きその活用を図っていきたいと考えている。</p>
<p>⑰ 生徒の意見による校則の見直しを一層進めること。同時に、忘れ物をしたら取りに帰らせるとか、反省文を書かせるといったような、罰則・ペナルティを与えるような対応はやめること。</p>	<p>令和4年12月に改訂された生徒指導提要において、校則の在り方について、児童生徒や保護者等の意見を聴取した上で定めることが望ましいとの方針が示されたことから、各県立高校に通知し、校長会等の場を通して同方針等に基づく対応を進めるよう継続して依頼している。それを受け、生徒がスマートフォン及びネット利用のルールを定めた例（境港総合）や生徒（会）が中心となり校則等の見直しを図った例（鳥取西、八頭、米子東、境）など、生徒の意見等を反映した校則等の見直し事例が増えている。</p> <p>また、児童生徒の参画による校則の見直しは、主体性を培う機会となることから、学校や地域の実情に応じた取組を進めていくよう各市町村教育委員会を通じて小中学校等にも依頼している。特に中学校においては、生徒等が中心となり校則を見直す学校もあり、取組は広がっているものと捉えている。今後も各市町村教育委員会と連携しながら対応を進めていきたい。</p>
<p>⑱ いじめ、不登校、学校内での暴力行為が増えている。例えば、不登校の理由を「個別の事情」としているが、「行きたくない学校になっている」こと自体を改善することが必要と考える。成績や目標達成重視ではなく、一人ひとりの成長が一番大切にされる学校となるよう、先生方の意見を聴いて、学校運営を改善することを求める。また、スクールカウンセラーは、小学校では数時間ではなく全校配置し、学校の教育活動全体を通じて対応できるようにすること。</p>	<p>様々な教育的課題を包括的に捉え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携した学校組織体制づくりや教職員の対応力の向上について指導・助言するスーパーバイザー（外部有識者）を新規に配置し、学校や市町村への直接支援を行うことで、課題の未然防止や早期支援を強化していく。</p> <p>現在、県内全中学校区にスクールカウンセラーを延べ90人配置し、各中学校区内の小学校にも対応している。カウンセリング等について、特に小学校におけるニーズが高いことから、スクールカウンセラーの効果的な活用に向けて、まずは不登校等困り感を多く抱える小学校について配置時間数を増やしていく。</p> <p>・不登校児童生徒のつながり・学びの充実推進事業 17,186千円  ・学校の諸課題未然防止・早期支援プロジェクト 3,800千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑱令和7年度において教員不足・欠員が発生しないよう対応すること。教員採用試験の1次試験の免除対象者の拡大、奨学金返済免除制度を創設すること。教員の残業代を払わない給特法の廃止を求め、残業代を支払うこと。小学校での教員の空きコマを増やし、時間内に教材研究や授業の準備ができるよう、多様な専科教員の配置を進めること。今年で国の小学校35人以下学級が完了するが、更に義務教育として高校でも30人以下学級となるよう、国に求め、県としても実施すること。</p>	<p>既に様々な特別選考を行っているところであるが、令和8年度採用試験においては、特別選考「普通免許状を有しない社会人実務経験者を対象とした選考」の受験資格について、実務経験年数を緩和することとしている。</p> <p>奨学金返済免除制度の創設については、本県における他業種への制度や他県の取組状況を踏まえ、検討していく。</p> <p>給特法については、人材確保法に基づく給与引上げが行われた当時の一般公務員に対する教師の優遇分を確保する水準とするよう令和6年11月に国に要望しているところであり、給特法廃止を要望することは考えていない。</p> <p>専科教員については、国が小学第4学年まで教科担任制を拡大することに伴い、本県においても配置の拡充を進めていく。</p> <p>中学校の少人数学級について、本県では既に中学校第1学年を33人学級、第2学年及び第3学年を35人学級としているが、国が令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うことから、国の動きを注視しつつ、今後の対応を検討していく。高等学校については、「令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針（令和8年度～令和17年度）」において、効果や財政負担を十分に検証し、慎重に検討を進めることとしている。</p>
<p><b>【農林水産業の振興】</b></p> <p>①食料自給率が38%に落ち込んでいる。食料自給率の50%への早期回復、60%を目指すよう国に求めること。鳥取県の食料自給率は、調査可能な全ての品目で50%を超えるよう目標設定し、生産を支援すること。</p>	<p>食料自給率の向上は、国が主体的に取り組むべき課題として、現在、新たな「食料・農業・農村基本計画」の検討が行われているところであり、国への要望は考えていない。</p> <p>また、本県では地域の土壌条件や水利、気象等特色を活かした農業を推進しており、それぞれの産地・品目で県内消費に対する生産規模が異なるため調査可能な全ての品目で50%といった目標を設定することは考えていない。</p>
<p>②ミニマムアクセス米を輸入し続けながら、国内では減産を農家に押し付け、更に気候変動も相まって、コメ不足が生じる事態となった。主食であるコメは、ゆとりある需給計画をもち、増産、備蓄の拡充を図ること。米価は、下支え（差額補填）の仕組みをつくり、再生産可能な米価の補償・所得補償を行うとともに、国に消費者価格を安定させる仕組みをつくるよう求めること。</p>	<p>米の需給計画は国の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の中で示されており、県としては、適切な需給調整のあり方の検討と、持続的な主食用米の作付に向けた施策の構築、米価の上昇によって消費が減退し米離れが進まないよう、適正価格の安定維持に努めることを令和6年11月26日に国へ要望した。</p>
<p>③休耕田を公的に維持管理する仕組みや、農作業や農地の草刈りへの人的支援ができる仕組みをつくり、農地を維持できるようにすること。</p>	<p>地域の農地を維持管理する仕組みとして、必要に応じて休耕田を再生の上、担い手農業者へ農地の集積・集約を進める農地中間管理機構支援事業を実施している。また、地域の新たな農作業オペレーターの育成、畦畔管理の省力化（高性能除草機、グランドカバープランツの導入等）の支援を集落営農体制強化支援事業で実施しているところであり、現行の支援スキームの変更は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④水田活用直接支払交付金は、「5年水張りルール」が終盤に差し掛かり、交付金を受け取れず離農がでることが懸念されるため、同ルールの廃止を強く求めること。また、飼料用米に対する交付金が段階的に廃止されようとしているが、飼料高の中、自給飼料の生産は必要であり、交付金を廃止しないよう国に求めること。飼料用米転作拡大が前提の都道府県連携型助成は、利用が頭打ちとなっており、現状維持や収量減少への補填に活用できるようにすること。</p>	<p>水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについては、生産者の意欲低下につながらないように、生産現場の課題を踏まえた対応策を検討するよう令和6年11月26日に国へ要望した。</p> <p>飼料用米作付に対する支援については、既存制度の中で戦略作物助成が設定されており、令和7年度も継続される見込みであることから、都道府県連携型助成についても支援内容の見直しを国に要望することは考えていない。</p>
<p>⑤少数の大規模農家だけでは、結局、農地の維持は困難である。専業農家だけでなく、半農半X、定年帰農、農業体験、NPO法人等、経営規模の大小や専業・兼業の別、家族・法人等の経営形態を問わず、農業に関わる多様な人々を全て大事な担い手として位置付け、数多く確保・維持することを目標に掲げること。また、県の新規就農者応援交付金は3年から5年に延長し、新規就農への支援を強化すること。</p>	<p>地域計画では、経営規模や経営形態を問わず多様な農業者で地域の農地を守るための検討を行うこととしている。なお、地域計画に誰を位置付けるかは地域の実情を踏まえた話し合いの中で決められるべきものである。</p> <p>また、本県では、新規就農者の経営安定のため、5年間の営農基盤整備支援に加えて、目標農業所得との乖離が特に大きい就農初期の3年間に就農応援交付金を交付して重点支援している。令和5年度に資材高騰の影響も考慮して2年目、3年目の支援額を増額したところであり、交付期間の延長は考えていない。</p>
<p>⑥農業の営みを生態系の物質循環の中に位置付け、生物多様性と地域コミュニティを重視するアグロエコロジーを推奨し、その役割として国連・FAOが重視している小規模家族経営に対する特別な支援制度を創設すること。</p>	<p>本県は、農業の環境負荷低減の取組として「とっとりエコ・グリーン農業」を推進しており、アグロエコロジーの推奨は考えていない。</p> <p>また、経営規模を問わず多様な担い手を支援する「中山間地域を支える水田農業支援事業」を令和7年度当初予算案で検討しており、小規模家族経営に対する特別な支援は考えていない。</p> <p>・米が主役！水田未来ステージ総合支援事業（中山間地域を支える水田農業支援事業） 13,221千円</p>
<p>⑦有機農産物の学校給食への導入について、「鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業」（慣行栽培の食材と比較してかかり増しとなる部分への支援が可能）が活用できるとのことであり、利用促進を図ること。また県独自の学校給食導入のための支援制度を創設すること。「学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業」は、地産地消率向上のため、地元産品導入を支援できるよう制度を改善すること。</p>	<p>日南町再生協議会で「鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業」のうち有機農業産地づくり推進事業（令和5～7年）を活用して有機農産物の学校給食への導入支援を行っており、このような先進的なモデル地区を順次創出し、横展開を図っていく。</p> <p>なお、学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業において、地元産品導入の支援は可能である。</p>
<p>⑧中山間地域を支える水田農業支援事業は、面積要件等を緩和・廃止し、小規模農家であっても事業が利用しやすいようにすること。</p>	<p>中山間地域を支える水田農業支援事業については、継続して地域の水田農業に取り組み、地域計画に位置づけられる者を、経営規模に関わらず支援できるよう令和7年度当初予算案で検討している。</p> <p>・米が主役！水田未来ステージ総合支援事業（中山間地域を支える水田農業支援事業） 13,221千円</p>
<p>⑨酪農の第三者承継のマッチングの仕組みは、酪農ヘルパー制度を活用し、県の支援額・率を引き上げること。</p>	<p>酪農の第三者継承を希望する新規就農者に対しては、他の新規就農関係の事業も活用しながら支援しており、県の酪農第三者継承モデル事業の支援額・率を引き上げることとは考えていない。</p> <p>なお、経験が浅く技術習得を希望する場合は、酪農ヘルパー組合の活用を検討する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑩鳥獣被害対策で、罾や柵等の費用は支援があるが、設置は農家がやらなければならない。しかし、中山間地域では農家が高齢化し人手も少ないため、設置の応援や委託費用を支援すること。また、罾の管理に対する人的支援も行うこと。</p>	<p>侵入防止柵の整備について、国交付金を活用し委託により実施する場合は設置費を含む経費に対して補助している。 罾の管理は、事業主体が侵入防止柵を整備する場合、捕獲従事者と地元集落の協議で管理主体や方法などについて維持管理計画で定めることとされているため、事業主体である市町村にご相談いただきたい。</p>
<p>【地域での暮らし・買物・交通】 ① J A系スーパーの撤退のみならず、金融機関の撤退、バス路線の廃止等で、暮らしづらくなっているとの声が多数上がっている。小学校区単位で、地域に必要なインフラ（買物、交通、金融等）の整備目標を持ち、公的に整えていくこと。また、鳥取市で実施されている定時の「地域循環バスくる梨」は大変喜ばれている。全ての自治体で、J Rとの接続も考えて、駅を拠点としながら、循環エリアや本数の拡大、住宅団地にまで入るルートの確立など、きめ細かな低料金の交通支援が公的に実施されるよう、県が支援すること。</p>	<p>県では、人口減少の進行を背景に浮彫となった地域課題を解決するため、地域の実情に応じて柔軟に対応できる「安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金」や「買物環境確保推進交付金」のほか、バス・タクシー事業者と住民ドライバーの協働型の交通システム構築や住民共助型の共助運送、市町村によるデマンドバス運行など住民・地域・行政の共創を行う市町村を「コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進補助金」等により支援しているところであり、引き続き地域のニーズに応じ市町村と連携して支援していく。</p>
<p>②地域交通を支えるタクシーやバス運転手が不足しており、ねんりんピックでの「ライドシェア」も実際は進まなかった。西部地域の一部で「ライドシェア」を実施するとのことであるが、安全面で不安がある。運転手の賃金や処遇改善を県が支援し、きちんと運転手が増えるようにすること。</p>	<p>県では、運転手の採用に係る二種免許取得費用や採用のための広報経費の支援など、タクシー及びバス運転手不足の対策を講じており、令和7年度も継続して支援を行う予定であるが、事業者への賃金支援は考えていない。 また、現在西部地域で行われている日本版ライドシェアは、タクシー事業者の運行管理のもと万全の安全対策を期して行われており、今後も地域交通確保の一助として支援していく方針である。 ・コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進事業 462,720千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③ JRに対し、減便を回復させ、「赤字路線」の廃止をやめるよう求めること。そもそもJRは都市部の収益で不採算部門を含めた鉄道網を維持するという1987年の国鉄分割民営化時の約束を守るべきであるし、国はローカル線を守るために財政支援も含めて、その役割を発揮すべきである。再構築協議会は、廃線やバス転換ありきではなく、鉄道輸送を維持する方策を検討するよう求めること。また、鉄道事業の廃止手続きは許可制に戻すよう国に求めること。更に、完全民営のJRについて、国が線路や駅などの鉄道インフラを保有・管理する「国有民営」方式も検討するよう国に求めること。特急列車のワンマン化は危険であり、やめること。</p>	<p>従来から、路線の維持については、鳥取島根両県6団体（県・市町村・町村会）（令和6年1月）や中国地方知事会による要望をJRに対して行ってきたほか、県ではJRとの定期的な会議（直近では令和6年9月に開催）において、利用促進やダイヤの復便について要望している。</p> <p>改正地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置される再構築協議会は、利用者の利便を維持・確保することを目的として設置されるものであり、JRの廃線を前提としたものではない。</p> <p>なお、国に対しては、鉄道ネットワークは国・地方双方にとって重要な産業基盤であるとともに、災害時のリダンダンシー機能の確保や国土の均衡ある発展及び地方創生の実現の基盤となるものであることから、採算性や個別の線区ごとの議論とするのではなく、国としての鉄道ネットワークのビジョンを示すよう県として令和6年7月及び11月に国土交通省に対して要望している。</p> <p>特急列車のワンマン化については、車内SOSボタンにより非常時の対応を行うとともに、車内防犯カメラの設置や繁忙期等を中心に係員による車内巡回を行うなどの安全対策が示されており、JR西日本に対して中止を求めることは考えていない。</p>
<p>④山陰近畿自動車道南北線は家の立ち退きも多く、事業費も約600億円と膨大である。事業の中止を国に求めること。</p>	<p>山陰近畿自動車道（鳥取～覚寺間）は、県東部のミッシングリンクを解消し、周辺道路の渋滞緩和や緊急搬送時間の短縮を図り、交流人口の拡大や産業振興等、多様な効果を生む公益性の高い道路であり、地元産業界・経済界からも期待されている道路であるため、引き続き国に早期事業化を働きかけていく。</p>
<p><b>【戦争国家づくりストップ】</b> ①今年是被爆80年である。昨年は日本被団協がノーベル平和賞を受賞し、核兵器廃絶を求める国際的世論が大きく高まっている。一方、ウクライナ侵略でロシアが核兵器の使用を脅しの手段に使ったり、石破総理がアメリカとの核共有を口にしたりするなど、核兵器廃絶を巡っては綱引き状態である。日本は唯一の戦争被爆国であり、核兵器禁止条約への署名・批准をすること。また、今年3月の核兵器禁止条約第3回締約国会議へオブザーバー参加するよう求めること。鳥取県としても、被爆80年の核兵器廃絶に向けた機運醸成の取り組みを実施すること。</p>	<p>核兵器禁止条約は、核兵器のない世界に向けての出口となる重要な条約であるが、外交防衛については、国の専権事項であり、国において議論されるべきものである。</p> <p>県では、毎年8月に県内各庁舎に懸垂幕等を掲出し、県民に対して平和を呼びかけるなどしており、引き続き、これらの取組を通して、核兵器廃絶の機運醸成を図っていく。</p>
<p>②団体の自衛権行使容認の閣議決定・安保法制の廃止、「敵基地攻撃能力の保有」や軍事費2倍を盛り込んだ「安保3文書」の閣議決定の撤回、自衛隊を第9条に書き込んで国防軍とするような改憲策動の中止を国に求めること。</p>	<p>外交防衛については、国の専権事項であり、国において議論されるべきものであるため、外交防衛に関する閣議決定や法制度の撤回・中止を求めることは考えていない。また、憲法の改正は、国会の発議に基づき、国民が国民投票で決するものとなっており、国会の場で議論されるべきものである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③ 12月2日、今年8月6日に発生した美保基地所属KC-46Aに係る事故の調査結果が、鳥取県及び米子・境港の両市に報告され、それを見て驚いた。「給油操作のモニターが、給油中にも関わらず、空中給油ブームが空中給油口から分離している状態を示す表示をしていた」、つまり「モニターの誤表示」があったにも関わらず、事故の原因が、まるで「隊員の操作ミス」のみにあったかのように扱われ、「再発防止策」には、誤表示した「画像モニター装置の改修」はなく、予期せぬ状況が生じた場合（「分離している状態を示す表示が出た場合」）の、「対処要領の策定」と「対処要領に基づく訓練の実施基準への反映」といった、「操作手順の改善」に留まっている。手順書の改善自体も当然必要だが、誤表示した「画像モニター装置」を改修しなければ、また同じ事故が繰り返され、例えば油漏れによる引火や、墜落事故が起きるのではないかと、大変危惧する。更に今回、「新たな技術的課題」として、「高高度で空中給油をした際に予期せぬ共振が発生し、油圧システムを補完するための、圧縮空気が通る配管に、亀裂が発生するおそれがある」と、「新たな欠陥」も報告されている。しかし、これについても、「亀裂が発見された場合は当該配管を交換する」とか、「共振を防止するためのプログラムを改修する」と、機体本体の改修がない。なぜ、機体の改修という根本治療をしないのか疑問である。KC-46Aは、令和2年の配備に係る説明の際にも、「技術的課題」として、「給油ブーム」や「画像カメラ」、「飛行管理システム」の問題が指摘されていた、いわば「欠陥機」である。それを軽視し、改修もないままの配備を容認してきたことが、今回のような事故を招いた最大の要因であり、深い反省のもとでの対応が求められていると考える。今回、KC-46Aの「機体の欠陥」の改修も求めず、飛行や空中給油の再開、そして、予定されている2機の追加配備を鳥取県が了承したことに強く抗議する。KC-46Aの「飛行」、「空中給油の再開」及び「配備」を中止するよう強く求める。</p>	<p>美保基地所属KC-46A空中給油・輸送機の空中給油ブーム（給油管）の不具合案件について、美保基地より地元自治体、議会、住民団体等に、原因及び再発防止策の説明があり、米子市及び境港市が空中給油の再開を了承されたことを踏まえて、県でも了承したところである。県としては、美保基地に、12月17日に再発防止策の徹底等の申入れを行った。</p>
<p>④ 美保基地所属のC2輸送機からの部品落下が報告されているが、報告さえすればよいというものではない。大事故になりかねず、原因解明や再発防止策がとられるまで、飛行訓練は中止すること。また、C2輸送機へのミサイル機能付加はやめるよう求めること。</p>	<p>美保基地所属のC-2輸送機について、部品落下の報告に対して、原因究明と機体の点検確認の徹底や安全運航等による再発防止の申入れを行っている。また、毎年の国要望において、美保基地等に配備されている航空機の安全対策に万全を期すよう継続して求めている。また、輸送機へのミサイルの配備については、令和5年度から実現可能性の調査研究が開始されたところであり、具体的に配備する輸送機の種類や基地などは決まっていないと聞いている。引き続き、国に対して、速やかに情報提供等を行うよう要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑤米軍機の低空飛行訓練に対する騒音測定器の設置に向けて、若桜町や八頭町で防衛局が調査をしたが、調査中には飛行は確認できなかった。しかし、相変わらず米軍機は飛び続けている。国はどう対応するのか回答を求めること。また、市町村から要望があれば、県が騒音測定器を設置すること。	米軍機の低空飛行訓練については、毎年、住民からの苦情の多い地域においては国の責任において騒音測定器等を設置するとともに、日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練を行わないよう継続して国に要望しており、県として独自に騒音測定器等を設置することは考えていない。
⑥県内では、自衛隊鳥取地方本部が、自衛隊募集のために、15歳・18歳・22歳の住民基本台帳の情報(名簿)の提供を市町村に求めており、名簿提供年齢に差はあるが応えている市町村が圧倒的である。しかし、名簿提供は義務ではない。個人情報保護の観点からしても、個人の意思を無視して名簿提供はされるべきではない。名簿提供をやめるよう求めると同時に、日南町や他県自治体で実施されている「除外申請」の制度を創設するよう市町村に徹底すること。また、中学生の15歳や高校生の18歳の進路については、保護者や学校の進路指導を通じてしかできないという教育的配慮が求められており、15歳・18歳の名簿提供はやめるよう各機関に求めること。	自衛官の募集事務は、自衛隊法に基づく都道府県知事及び市町村の法定受託事務であり、募集対象者の名簿の提供は、市町村の判断で行われているものである。また、自衛隊鳥取地方協力本部においても、必要最低限の範囲で、募集対象者情報の提供依頼を行っているものである。引き続き、法令に基づき市町村等と連携して適正に事務を行っていく。
⑦鳥取空港は「軍事目的に供してはならない」とされているが、自衛隊機が度重ねて利用している。自衛隊は国際的には軍隊であり、軍事利用と受け止められても仕方がない。また、米軍の利用については認めないということではいか、改めて確認する。また、鳥取港、境港にも、自衛隊艦船が入港し、境港は、国が「特定利用港湾」に指定し、日頃から自衛隊が利用できるようにしようとしているが、自衛隊利用は拒否すべきであるし、鳥取空港のように「軍事利用に供さない」「米軍は利用できない」という規定を設けること。	日本の空港及び港湾の米軍による利用については、日米地位協定など外交防衛に関することであり、国の専権事項となる。 また、有事における港湾の利用調整については特定公共施設利用法に基づき行われることから、管理者である県が規定することは考えていない。
⑧全国知事会も求めてきた「日米地位協定」の抜本的見直しについて、石破総理も総裁選で述べたことは重要であり、この機会に改めて国に対し抜本的見直しを求めること。	日米地位協定の見直しについては、全国知事会が、防衛は国の専権事項であるという認識のもとに、国において責任をもって取り組まれるよう提言しており、改めて県として見直しを求めることは考えていない。
【ジェンダー平等】 ①「選択的夫婦別姓」は、国連・女性差別撤廃委員会がその導入を求める4回目の勧告を行った。石破総理も総裁選時には導入を主張しており、早期導入を国に求めること。また、「選択議定書」の批准を国に求めること。	同性婚については、国民的な議論を踏まえ国において結論を導くべきものと考えており、民法の改正を国に求めることは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②同性婚を認めないのは憲法違反との判決が相次いでいる。同性婚を認める民法改正を国に求めること。</p>	<p>選択的夫婦別氏制度については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」とされている。本県としては、国民的な議論を踏まえ国において早急に結論を導くべきものと認識しており、引き続き動向について注視していきたい。</p> <p>また、女子差別撤廃条約選択議定書については、国の第5次男女共同参画基本計画において「諸課題の整理を含め、早期締結に向けて真剣な検討を進める」とされていることから、引き続きその動向を注視していく。</p>
<p>③家族従事者（事業主の妻）の正当な働き分を認めない、封建的な「家制度」の名残である所得税法第56条の廃止を国に求めること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えている。また、国の第5次男女共同参画基本計画においても「雇用によらない働き方等における就業環境の整備」として「女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み、事業所得等の適切な申告に向けた取組を進めながら、税制等の各種制度の在り方を検討する」とされていることから、引き続き政府・与党税制調査会や国の動向を注視していきたい。</p>
<p>④「性暴力被害者支援センター」の職員の正規化や待遇改善を、県が支援して進めること。</p>	<p>性暴力被害者支援センターは、性犯罪・性暴力被害者等からの相談対応や付添等の支援を行っている民間の支援団体であり、職員の勤務体制、処遇等については、団体で決められるべきものとする。</p>
<p>⑤DV被害者を保護する施設が不足し、「ホームレスになりそうだ」との声が出ている。公的な保護施設を地域で分散的に増設すること。</p>	<p>保護を要するDV被害者を把握した際は、女性相談支援センターにつなぎ適切に一時保護が行われるよう、引き続き市町村や関係機関等との連携支援に努めていく。</p> <p>一時保護を行う施設は各圏域にあるため、増設については考えていない。</p>
<p>⑥学校のトイレへの生理用品の配置状況を示すこと。「生活困窮生徒に対する支援」、「困ったと主張できることが大事」などという発想では、生徒はますます生理用品が受け取りづらくなる。トイレトーパーと同じように、必要品として「普通」にトイレに配置すること。</p>	<p>県立学校34校のうち、女子トイレに生理用品を配置している学校は1校である。しかし、全ての県立学校において保健室に生理用品を備え、必要な児童生徒からの申し出に応じて配布するなど、児童生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家族の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、問題の一部分だけでなく、背後にある課題の根本的な解決を図るよう努めている。また、小中学校のトイレへの生理用品の配備やその方法等については、各市町村が判断すべきこととする。</p>

## 市谷議員要望項目一覧

### 令和7年度当初分(各種団体分)

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県精神障害者家族会連合会関連》</p> <p>①精神保健福祉手帳保持者は全て、鳥取県特別医療費助成の対象とすること。県特別医療費助成の対象者は、障害者手帳所持者の中で、身体障がい者は47.9%、知的障がい者は32.2%、精神障がい者は9.1%と、精神障がい者は極端に低くなっている。しかも、精神障がいの手帳保持者7591人は、県公表の精神障がい者数21000人のうち、36.1%に過ぎず、県下精神障がい者の中で県特別医療費助成の対象は、僅か4.8%である。障がいの中でも精神障がい者は、安定的に仕事をすることが難しい上に、医療を受けることが必要な場合が多いため、医療費の自己負担を軽減することが必要である。</p>	<p>特別医療費助成制度における利用者への一部負担金は、持続可能な制度とするために必要なものとして、所得に応じた負担を求めているところであり、低所得者の方については減免を行っている。</p> <p>精神障がい者の対象拡大については、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者については、医療機関にかかる頻度が多いことなどから重点的に支援する必要があり、県と市町村が共同して支援を行っている。一方で精神疾患の治療については、手帳の等級に関わらず通院者に対する医療費軽減を行う自立支援医療制度（精神通院医療）や、各市町村において独自に実施している医療費助成制度もあることから、市町村の意見を聞きながら、制度の在り方について引き続き検討していく。</p>
<p>②支援サービスに係る手続きにおいて診断書の取得が1～2年ごとに求められ（精神障がいの場合、障がいの等級が変わりやすいため）、他の障がいに比べ明らかに診断書の取得の回数が多く、この不公平や負担を解消するため、診断書発行に対し県が助成すること。</p>	<p>障害年金等の更新の際に必要な診断書等の必要書類は国が定めており、障がいの状態の判定等に必要なものである。障がい者に限らず、低所得者、高齢者など、診断書を取得して必要なサービスを受けることを希望する方が多い中で、一部の方の診断書の取得費用を補助することについては、慎重な検討が必要と考えている。</p>
<p>③精神障がい者の家庭も対象としている「訪問看護事業所」が事業をやめる事態が発生している。事業が維持・継続できるよう支援すること。</p>	<p>訪問看護支援センターに伺ったところ、県内において精神障がい者の家庭を対象としている訪問看護事業所が減少しているという事実は確認できなかった。</p>
<p>④精神障がいのピアサポーターの活動が、当事者本人の自己肯定感を育み、社会の偏見を払しょくし、早期予防・回復の必要性を広げるといった大切な役割を發揮している。ピアサポーターの活動の重要性を再認識し、ピアサポーターが仕事として成り立つよう支援を強めること。</p>	<p>障害福祉サービス事業所へのピアサポーターの配置については国が報酬加算により後押ししているが、県内において配置している事業所が少ないことから、県ではピアサポーターの普及啓発のため、ピアサポーター派遣、研修会や各種イベント等における体験談や取組発表等を実施している。ピアサポートの社会的周知を一層促進するため、ピアサポーターの派遣回数を増やすこと等を令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・精神障がい者地域移行・地域定着支援事業 （ピアサポーターによる支援）</p> <p style="text-align: right;">574千円</p>
<p>《鳥取県土地家屋調査士会関連》</p> <p>①不動産表示登記に係る「入札区分」の新設について</p> <p>鳥取県の入札参加資格（業種区分）に、「登記関連業務」など、不動産表示登記の専門家たる土地家屋調査士のみが行い得る業務であることを明確にした項目を追加又は新設し、適切な入札方法に改善すること。</p>	<p>物品役務に係る競争入札参加資格の営業種目の登録に関して、現在の規定においても「登記関連業務」の登録を申請していただくことはできるが、国は同様の要望を受け申請書記入要領に、具体的事例として「登記関連業務」を明記しているところであり、県も営業種目表に「登記関連業務」を明記した。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②狭隘道路の解消について          県下市町村に対して、狭隘道路整備等促進事業への理解について、なお一層の狭隘道路解消に向けた取り組みの促進、啓蒙をすること。</p>	<p>狭あい道路の解消に向け、引き続き、鳥取県建築物安全安心協議会等の場を通じて、道路を管理する市町村に対し、狭あい道路整備等促進事業の実施を働きかけていく。</p>
<p>《鳥取県農業協同組合中央会関連》          ①特産の白ネギについて、夏場の萎凋病や軟腐病等への対策や品質管理が課題となっている。同じく、特産のブロッコリーでは、規模拡大における機械高騰で農家負担が増している。よって、産地維持のため、白ネギでは、収穫から出荷までのコールドチェーンの確立（個選作業場の空調設備の整備等）や土壌消毒への支援を。また、ブロッコリーでは機械・設備導入の農家負担の低減を求める。それらの実施のため、新たな事業スキーム（国補助1/2+県・市町村、1/6の嵩上げ）を確立すること。（鳥取西部）</p>	<p>J Aグループ、市町村等と連携を図り、労力軽減や収量・品質向上を進めるため、機械・施設整備や農地の条件整備等の総合的な支援を令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。          ・主要園芸品目生産振興事業          84,948千円</p>
<p>②近年の酪農情勢は、2度の乳価改定があったものの、飼料価格の高止まり、副産物価格の低迷、電気、燃料費をはじめ、あらゆる資材、物資の値上がり等、依然として厳しい情勢が続いている。この様な中、経営継続、強化を図るため、良質自給飼料増産、暑熱対策等の取り組みを進めるとともに、更なる乳価の値上げを要望する動きとなっている。特に、近年の夏は非常に暑く、またその酷暑は長期間継続する状況であり、従来より県の支援を受け、暑熱対策に取り組んでいるものの、想定を上回る酷暑となり、乳量の急激な減少、繁殖の遅れが顕著であり、次回の分娩が、夏場となる等の悪循環に繋がっており、これらへの対策について要望が高まっている。しかし、国の事業要件を満たすことが難しく、採択されない取り組みが多いのが実情である。引き続き、酪農経営が継続、強化できるよう支援すること。特に、従来の暑熱対策を強化するための、冷房（クーラーシステム）、シャワーシステム、遮断熱シートの導入について要望する。（大山乳業）</p>	<p>県内の生乳生産量を確保するため、乳牛の暑熱対策を強化するシステム等の支援を令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。          ・地球温暖化に対応した農業推進事業          32,093千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③飼料高騰を背景に稲WCSを粗飼料として求める畜産農家が定着・増加してきている。この取り組みにより、耕畜連携による稲WCS生産と畜産の飼料自給率向上及び畜産堆肥の循環が確立されている。一方で、耕種側からも稲WCSを転作作物として作付希望される農家の声が絶えない。鳥取県畜産が保有する収穫機は3台体制で約190haの収穫調製作業を実施継続しており、その期間は9月上旬から11月中旬までかかり、年の天候により11月末まで要することもある。しかし、特に11月に入ると稲WCSの収穫適期が遅れるため、大幅な品質の低下が見られ、畜産農家から品質面での苦情が出てきている。現状の課題を解決するために、現在の収穫機3台体制から4台に増車を考えているが、国の畜産クラスター事業では作付面積等の増加が求められるため、実現が難しい。適期収穫による品質の良い稲WCSを供給することを目的に、収穫機の導入について県補助事業による助成を要望する。(鳥取県畜産)</p>	<p>稲WCS生産や自給飼料生産のための機械導入は、国の畜産クラスター事業の活用が可能であり、個別に相談に応じてまいりたい。</p>
<p>④新規県有種雄牛産子は既に上場されているが、市場平均価格より安く取引されており、このままでは普及しないことが懸念される。令和6年度に県が定めた新規種雄牛を交配し、令和7～8年度に販売された子牛が平均以下であればその差額を補填することとなっているが、人気があり高値で取引されている事業団などの種雄牛との交配を優先されてしまう恐れがある。また、事業実施後に種付けされたものが事業対象となっているが、課題となっている次世代の種雄牛への世代交代に早くに協力した生産者が救われない可能性がある。鳥取和牛の再興のためにも新規県有種雄牛の普及促進対策が不可欠であると考え。事業実施後に種付けされた産子から事業対象とするのではなく、事業実施後に販売された全ての産子を事業対象とすること。また補助金額は、上限15万円を撤廃すること。(全農ととり、鳥取いなば、鳥取中央、鳥取西部)</p>	<p>事業施行後に販売された全ての産子を事業対象とすること及び補助上限額を設定しないことについて、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・次世代スーパー種雄牛造成事業 99,559千円</p>
<p>《鳥取県農業会議関連》</p> <p>①農業委員会活動強化対策事業が継続実施できるよう、前年同額の予算を求める。</p> <p>②農業会議運営・活動費の前年同額の予算を求める。</p> <p>③機構集積支援事業が継続実施できるよう、前年同額の予算を求める。</p>	<p>農業委員や職員の研修、活動の継続支援、農業会議の運営に要する経費への継続支援、及び担い手への農地集積・集約化に係る農業委員会の活動等に要する経費の継続支援を令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・農業委員会等支援事業(農業委員会活動強化対策事業) 8,674千円</p> <p>・農業委員会等支援事業(農業会議運営事業) 13,171千円</p> <p>・農業委員会等支援事業(機構集積支援事業) 13,130千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県身体障害者福祉協会関連》</p> <p>①障害者差別解消法、あいサポート条例をより実効性あるものにするため、民間事業者や県民が、障がいの特性や障がい者を正しく理解する施策に積極的に取り組むこと。そのために「障がい当事者による障がい者理解公開講座」を実施するための予算確保、及び「講座」の回数が増やせるよう予算の増額を求める。また、積極的に「講座」が開催されるよう、県として民間事業者に働きかけること。</p>	<p>あいサポート運動は令和6年度に15周年となり、改正障害者差別解消法により民間事業者による合理的配慮の提供も義務化されたことも踏まえ、令和7年度は、各企業や団体への一層の働きかけ、地域の方々に対する周知の強化に加え、あいサポート大使である平原綾香氏制作のあいサポート運動テーマソング「虹の向こうへ」を活用した情報発信、新たに作成したハンドブック等の教材を活用した学校におけるあいサポート教育（あいサポートキッズの養成）、民間事業者が社会的障壁の除去に積極的に取り組む際に必要となる経費（研修の実施や備品購入等）の支援、業種別研修会の実施や優良事例などの紹介・横展開等、運動を更に推進するための取組についても令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>また、「障がい者当事者による障がい者理解公開講座」事業については、来年度も継続するよう令和7年度当初予算案に盛り込むこととしており、民間事業者の受講を積極的に呼びかけていく。</p> <p>・「あいサポート運動2.0」事業 29,183千円</p>
<p>②改正障害者差別解消法について、民間事業者における合理的配慮の取り組みが円滑に進み、障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、事業者への周知や指導を強化すること。</p>	<p>令和6年度は経済団体とも連携し、企業へ合理的配慮の周知等を図るとともに、社会的障壁の除去につながる取組を支援する補助、障がいのある方への配慮を学んでいたための店舗等での業種別研修会の開催等を実施している。</p> <p>令和7年度も引き続き上記の取組を継続しながら、優良事例を紹介することで他の企業等に横展開するなど、運動を更に推進するための取組について令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・「あいサポート運動2.0」事業 29,183千円</p>
<p>《鳥取県腎友会関連》</p> <p>①鳥取県特別医療費助成制度を継続すること。</p> <p>透析患者の平均年齢はおよそ70歳と高齢化が進み、その多くが年金生活者である。毎年のように年金額が改定され、消費税・医療費も増え、老後の生活が不安定となっている。このような状況下において鳥取県特別医療費助成制度は一部負担はあるが、透析患者にとっては大変ありがたい制度となっている。今後とも現行制度を維持するようお願いする。</p>	<p>鳥取県特別医療費助成制度について継続して実施するよう、必要となる経費について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・特別医療費助成事業費 655,871千円</p>
<p>② 腎臓専門医・透析専門医の育成と、透析施設への常勤配置をすること。</p> <p>現在県内の腎臓専門医は、東部6名、中部6名、西部14名、計26名（うち小児科5名）、透析専門医の数はわからないが、透析施設は28施設ある。しかし、腎臓・透析専門医の常勤体制がとれていない病院がいくつかある。もし、透析中にトラブルがあれば患者は命に関わるため、透析施設において専門医の常勤体制が整備されるよう、支援をお願いする。</p>	<p>各専門医や認定看護師の早期育成・確保に向けて、鳥取大学医学部附属病院「腎センター」の運営支援や認定看護師養成研修受講支援を行っており、継続して令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（医療分） （鳥取大学医学部附属病院腎センター支援事業） 11,500千円</p> <p>・認定看護師養成研修事業 3,750千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③透析介護認定看護師・臨床工学技士及び管理栄養士を充実すること。  患者が安心して透析治療が受けられるために、透析に関する専門性の高い透析看護認定看護師、透析技術認定士（技士・看護師）そして、適正数の透析看護師、臨床工学技士が配置されるよう支援をお願いする。そして、高齢化が進む透析患者は、透析合併症等から食欲不振となりフレイルが進行する。透析患者のフレイル予防とQOL（人生の質・生活の質・生命の質）改善のために、栄養指導を行う管理栄養士の院内確保をお願いする。（透析病院の半分しか管理栄養士が配置されていない）</p>	
<p>④透析患者の通院対策及び、通院支援を行っている病院への助成をすること。  週3回の透析を要する患者にとって、通院は欠かせない。特に足が不自由になった高齢者、車いすの患者、そして公共交通機関の利便性の悪い地域の患者にとって、週3回の通院は大変な問題となっている。そのため通院困難な患者に、透析病院が独自で送迎サービスを行っているところが多くなった。しかし、送迎サービスを行っている透析病院は、送迎車の維持管理と運転手の雇用などで年間大きな費用負担となっている。送迎サービスを行っている透析病院への助成をすること。</p>	<p>透析患者等の送迎対応等については、高齢化等により自ら通院できない患者が増え、一部医療機関では送迎対応に係るコスト負担が増大しているという声も聞かれるところである。  まずは、物価高騰対策応援金による支援を行うとともに、引き続き実態把握を行い、必要に応じ対策を検討する。</p>
<p>⑤介護が必要な透析患者が、介護施設へスムーズに入居できるシステムを構築すること。  2022年透析導入患者の平均年齢は71.42歳で、透析患者の平均年齢は70歳を超えようとしている。そのため、介護が必要な透析患者も急増し、介護施設の需要が増えることが予想される。透析患者を受け入れる介護施設が増え、施設への入居がスムーズにできるシステムの構築をお願いする。</p>	<p>令和6年度の介護報酬の改定において、透析を必要とする入所者で、家族や病院等による送迎が困難であるなどやむを得ない事由がある方について、施設職員が月12回以上の送迎を行った場合の加算として、特別通院送迎加算が設けられた。そのような情報を介護施設事業者等へ広く周知し、透析が必要な方の受入れに係る介護施設の負担を軽減し、透析患者が円滑に入居できるよう働きかける。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥透析患者を増やさないため、慢性腎臓病（CKD）予防対策を推進する取り組みと助成を。</p> <p>慢性腎臓病（CKD）の患者数は、2024年9月現在で約2000万人（成人の5人に一人）と推定される。CKDは腎臓の動きが慢性的に低下する病気で、末期腎不全や心血管疾病のリスクが高く、国民の健康を脅かしている。一番の原因は、糖尿病や高血圧などの生活習慣病が背景にあると言われ、CKDが悪化すると人工透析・腎臓移植が必要となる。当会は、2025年度も鳥取県との共催で、第11回県民健康講座CKD講演会「腎臓をいかに守るか～あなたの腎臓大丈夫？～」を米子市のふれあいの里で開催し、CKD予防対策を県民に啓発する予定である。透析患者を増やさないため、CKD予防対策を推進していく取り組みへの助成をお願いする。</p>	<p>慢性腎臓病の予防対策の推進のため県民向けの講座の開催（鳥取県腎友会との共催）及び糖尿病対策の推進については、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 1,940千円</p>
<p>⑦災害時の透析医療の確保及び、透析病院の防災計画書作成を指導すること。</p> <p>鳥取県医療政策課・鳥取県透析医会・鳥取県腎友会との連携を図り、災害時の透析医療の確保とシステム構築をお願いする。そして、各透析病院で防災計画書（防災グッズ設置・災害時発生時の避難マニュアル）を作成し、透析中大きな地震が発生したとき患者が安全に避難できるよう、院内で防災避難訓練を行うよう指導をお願いする。</p>	<p>引き続き、透析医療機関を専門とする災害医療コーディネーターの配置や医療政策課、圏域保健所、県透析医会・各透析医療機関、県腎友会等による連携体制の強化、透析医療機関のBCP策定支援等により、災害時の透析医療の維持・確保を図っていく。</p> <p>・医療行政費（災害医療対策推進費） 3,564千円</p>
<p>⑧ 臓器移植と再生医療の普及・推進をすること。</p> <p>腎移植は現在、末期腎不全の唯一の根治療法である。しかし、日本での腎移植はまだまだ少ないのが現状である。欧米並みに腎移植が受けられるよう普及・推進と法整備をお願いする（日本の腎移植数は、2022年で1782例あり、その内生体腎移植が1584例、献腎移植が198例。2021年末の献腎移植登録者数は13738人で、年間0.9%程度しか献腎移植が受けれない）。そして、再生医療の研究が進み腎臓再生が実現すれば、腎移植や透析が不要になり、将来、医療費の削減にもつながる。今後更なる腎臓再生医療の研究・推進をお願いする。</p>	<p>臓器移植コーディネーターや院内移植コーディネーターの配置、鳥取大学医学部附属病院「腎センター」への支援による専門医の育成・確保の取組の推進等により、引き続き臓器移植・再生医療の普及・推進を図っていく。</p> <p>なお、昨年1月には、鳥取大学医学部附属病院で県内8年ぶりの脳死下腎移植が行われた。また10月に厚生労働省・日本臓器移植ネットワーク等と連携し、「臓器移植推進国民大会」を県内初開催し、高校生、医学生を含め、県民への普及啓発を図ったところである。</p> <p>・移植医療推進事業 16,293千円  ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（鳥取大学医学部附属病院腎センター支援事業） 11,500千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑨高齢化が進む患者へのサルコペニア・フレイル対策として、腎臓リハビリテーションの普及と推進をすること。</p> <p>腎臓リハビリテーションは、運動・食事・精神的等の包括的なサポートをするプログラムのことを指し、腎臓病患者の生命予後そして、QOLの改善をしていく。腎臓病患者は、身体機能が健常者と比べて7割に低下するため、サルコペニア・フレイルになる可能性は、健常者に比べて数倍にもなるというエビデンスも報告されている。高齢化が進む透析患者のサルコペニア・フレイル対策として腎臓リハビリテーションの普及、推進をお願いする。</p>	<p>透析患者は食事量減少や安静時間の増加等により、筋力、運動耐用能が低下しており、適切な運動量の確保が必要となる。腎臓リハビリテーションを始めとする包括的なサポート体制の普及、推進も含め、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>また、効果的な生活療養指導を実施するための人材育成（従事者向け研修会）についても、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 1,940千円</p>
<p>⑩鳥取県腎友会オリジナル・透析患者用「防災ハンドブック」改定版の作成・配布に支援すること。（作成費2000冊・22万円）</p> <p>透析患者は、透析治療を継続的に実施する必要があることから、災害時で治療を長時間受けられない状況となると、生死にかかわってくる。そのため、透析患者が災害に遭遇した時にあわてず行動し、避難生活になっても落ち着いて対応できるよう、鳥取県腎友会は令和3年に透析患者用ハンドブックを作成し県内透析患者と透析病院、そして県市町村に配布した。しかし、令和6年能登半島地震・能登豪雨のような大規模災害が多発してきた為、以前配布した「防災ハンドブック」に最新情報を盛り込んだ、内容変更・見直しが必要になってきた。透析患者用「防災ハンドブック」改定版の作成・配布への助成をお願いする。</p>	<p>患者団体による能登半島地震の教訓、知見を踏まえた透析患者用のハンドブックの改定の取組は大変重要であり、令和7年度当初予算案において支援を盛り込むこととしている。</p> <p>・医療行政費（災害医療対策推進費） 3,564千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県PTA協議会関連》</p> <p>①「役員研修会」を、6月～7月、東中西の3会場で予定（テーマ「PTA活動の活性化」「広報紙の作成」「人権研修」「家庭教育」「学力・メディア教育」などから選択）しており、助成をお願いします。</p> <p>②「全国大会」（8月22日～23日・石川県）と、「中国ブロック研究大会」（8月2日・広島県）を予定しており、助成をお願いします。</p> <p>③「教育懇談会」を行い、県の教育振興上の諸課題について、県教育委員会担当課に説明を受け、理解を深め、解決法を研究討議し、児童生徒の福祉の増進を図るよう計画しており、助成をお願いします。</p> <p>④鳥取県PTA協議会広報紙「県PTA広報とっとり」の発行や、「県広報紙優秀作品集」の各単位PTAに配布を予定しており、助成をお願いします。</p> <p>⑤県民ふれあい会館内に設置されている、社会教育団体交流室の事務局の使用料について支援をお願いします。</p> <p>⑥調査研究研修事業（「自主的、主体的なPTA活動のために情報交換の方法を模索」「新一年生の保護者向けに作成した“PTAで一緒に活動しませんか！！”チラシの印刷・配布」に対し、助成をお願いします。</p>	<p>各種研修会や懇談会等の開催による人材育成事業や指導者育成事業、広報紙の発行、事務局の施設使用料や調査研究事業に係る支援については、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・社会教育関係団体による地域づくり支援事業（鳥取県PTA協議会） 878千円</p>
<p>《鳥取県私立学校協会関連》 （鳥取県私立学校協会全体） （1）鳥取県私立学校協会事業に対する補助金を強化すること。</p>	<p>鳥取県私立学校協会の行う教育研究等の事業に対する支援については、引き続き令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・私立学校支援等事業（私立学校協会補助金） 1,920千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(中高等学校部会)</p> <p>(1) 働き方改革への対応</p> <p>①外部人材の活用等への支援の拡充と柔軟な運用をすること。</p> <p>②部活動がコロナ禍前の活動に戻り、労働基準監督署の指導に配慮して競技力向上へと努めているが、一方で部活動担当教職員への負担は増え続けている。外部指導員の指導手当等の助成を充実すること。</p> <p>③私立学校では、スポーツ振興のために多くの県外出身の生徒が寮で生活しており、その指導に多くの教員が関わっている。寮に関わる支援と生徒指導等への助成を充実すること。</p> <p>④特別な支援を要する生徒のための補助員(特別支援教育支援員)の確保と助成を充実すること。</p> <p>⑤スクールカウンセラーの人材確保と助成を増額すること。</p> <p>⑥クレーム等への対応に係る弁護士等の専門職員の採用に関わる支援をすること。</p> <p>⑦授業料、寮費、食費などの未納者に対する徴収業務を教職員が実施しているが、思うように納入に応じないため、負担が増えている。また、対象者には県外生もおり一層の負担感が生じている。未納者に対する専門職員の採用に関わる支援をすること。</p>	<p>外部人材活用の推進や寮舎監、スクールカウンセラー等の配置等、私立学校の働き方改革推進に対する支援について、引き続き令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>また、弁護士や未納者に対する専門職員等に係る費用や報酬は、私立学校教育振興補助金事業の教育管理費として支援できるほか、学校活動の改善等のために追加的に配置する人材については心豊かな学校づくり推進事業で支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金(私立学校教育振興補助事業) 1, 871, 794千円</li> <li>・私立学校教育振興補助金(心豊かな学校づくり推進事業) 18,656千円</li> </ul>
<p>⑧特別免許状の取得を簡素化すること。</p>	<p>特別免許状授与の手続きは教育職員免許法、同法施行規則、特別免許状の授与及び活用等に関する指針(平成26年6月19日付文部科学省初等中等教育局教職員課長通知)で国が定めている全国一律の手続きである。県としては、特別免許状の取得手続きを県ホームページに掲載し、お知らせしているが、フロー図を掲載するなど取得手続きがわかりやすくなるよう、引き続き周知に努めていく。</p>
<p>(2) 補助金の拡充</p> <p>①県外や海外からの生徒募集への支援</p> <p>少子化が進む中、各私立学校では県外や海外からの生徒募集も積極的に行い、生徒受け入れに取り組んでいる。県の進める移住政策とも重なるところでもあり、次の点に配慮すること。学校寮の運営費(維持管理費・光熱費・舎監等の人件費他)、施設等の整備及び修繕に対する支援を充実すること。県外、海外生徒の受け入れに関わる生活面の支援を拡充すること。大規模改修補助金の補助率を引き上げること。県全体(県立・私立)の視点で、県外生徒等の受入を検討すること。</p>	<p>県外生徒等の募集、受入の支援として、寮の舎監の配置経費及び既存建物の改造による寮の整備経費への補助について、引き続き令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>大規模修繕関係については国の補助制度を併せて活用することが可能であり、補助率引上げは、考えていない。</p> <p>県外生徒等の受け入れについては、各校の魅力化・特色化として個別に取り組まれるべきものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金(私立学校教育振興補助事業) 1, 871, 794千円</li> <li>・私立学校施設整備費補助金(私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金) 77, 027千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②近年のエネルギー関連、諸物価高騰及び教職員確保に伴う賃金の引き上げにより、学校運営を圧迫していることから、経常的経費に対する補助を一層増額すること。</p>	<p>エネルギー価格の高騰に係る支援について、緊急対策として令和6年度補正予算で措置したことに加え、物価の状況を踏まえ、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・私立学校等物価高騰対策支援事業 16,200千円</p>
<p>③大規模改修補助金に係らない改修工事に補助すること。</p>	<p>単独では補助要件を満たさない工事であっても、一体的な修繕計画とみなされる工事の合計が補助要件を満たせば、大規模修繕等促進事業の活用が可能である。</p>
<p>④スクールバスの運行は、生徒が通学するための公共交通が十分に確保されていない地域や、JR削減などにより、やむを得ず運行している実情がある。運行に当たり、燃料費及び車両維持管理費の高騰・運転手の確保など相当な負担が生じている。「スクールバスにおける警備員の配置」は補助対象だが、「スクールバス運行業務」は対象外となっているので、生徒が安心して通学できるよう助成をすること。</p>	<p>スクールバスの運用については、各校の魅力化・特色化として個別に取り組まれているものであり、安全確保のため必要な警備員配置を支援しているが、運行業務に係る支援については考えていない。</p>
<p>⑤GIGAスクール構想は、オンライン授業の充実につながるものであり、いまや必須アイテムである。生徒間及び公私間の格差が広がらないよう、タブレットを生徒全員へ配布するため、購入費の支援（低所得家庭への支援の充実）、タブレット購入を公立高校と合わせて購入できる仕組みを検討すること。</p>	<p>タブレット端末の共同調達については、調達時に使用する機種の様態を定める必要があることから、まずは私立学校協会の意向を確認したい。</p> <p>なお、ICTを活用した教育を推進するための取組に対する支援について、引き続き令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・私立学校教育振興補助金（私立学校教育振興補助事業） 1,871,794千円</p>
<p>⑥各校が学校の特色として海外研修旅行等を実施している。目的は、多感な時期に海外体験することで生徒の視野を広げ、未来の日本を支える有用な人材育成に有意な効果が期待できるためである。一方、諸物価高騰等による家庭への影響や渡航費用の上昇に伴い、経済的な理由で参加できない生徒が増えている。目的達成のため、高校生海外研修旅行・修学旅行に関する保護者向け補助金制度の創設、「夢みなと基金」助成金の拡充をすること。</p>	<p>海外研修旅行は、各校の魅力化・特色化として個別に取り組まれているものであり、支援は考えていない。</p> <p>なお、鳥取県国際交流財団では、米子ソウル便等の経費の支援を行っており、私立学校協会の意向を財団に伝えたところ、当該助成の拡充について検討を進める意向であった。</p>
<p>(3) 教員の確保が年々厳しさを増す中、確保に向けて、次の点に配慮すること。</p> <p>県全体（県立・私立）での教員確保及び紹介支援を目的とした仕組みの創設（教員人材バンク等）。県外へのPR活動に対する支援（参加費の補助、人材等の紹介、求人等の広告費）。学校PR動画作成への支援。県外からの応募者に対する交通費及び採用後の移住に係る費用の補助。学校教員不足を解消するための採用に係る支援。</p>	<p>職員募集・人材確保に要する経費は、教育振興補助金の対象経費として支援している。</p> <p>なお、教員不足解消の支援については、鳥取県未来人材育成奨学金の対象に私立学校教員を加えることについて令和7年度当初予算案に盛り込むほか、鳥取大学、県教委と協力し、引き続きワーキンググループでの検討を進め、地元の教職を目指す学生が地元で教員になれる体制づくりを行っていく。</p> <p>・私立学校教育振興補助金（私立学校教育振興補助事業） 1,871,794千円  ・とっとり若者Uターン・定住拡大事業（鳥取県未来人材奨学金支援事業） 76,835千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(4) その他</p> <p>①社会のグローバル化に伴い、大学進学も国内だけでなく海外大学が候補に入ってきている。海外大学を目指す生徒への支援のため、次の点に配慮すること。海外大学進学者へ向けた県独自の給付型奨学金の新設。海外進学の能力測定に必要となる民間英語試験受験料助成金の対象者の所得制限の撤廃、もしくは緩和。鳥取県スーパーグローバルハイスクール補助金の廃止に伴い、グローバル事業に特化した補助金事業の創設。</p>	<p>海外大学進学者への支援については、貸与型奨学金を令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>海外進学の能力測定に必要となる民間英語試験受験料助成金については、令和6年度に対象者を拡充（児童扶養手当受給世帯を対象に追加）したところであり、状況を確認しながら、今後の支援を検討する。</p> <p>グローバル人材育成のための英語教育の強化に係る経費に対する支援について、引き続き令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界へ羽ばたく人材育成奨学金事業 (債務負担行為) 49,500千円</li> <li>・私立学校教育振興補助金(心豊かな学校づくり推進事業) 18,656千円</li> </ul>
<p>②「鳥取県高校生等通学費助成事業」の対象に中学生は含まれていないが、教育環境が大きく変わり通学する生徒も広範囲にわたっているため、大人定期と同額の負担はとても重く、本事業の対象に中学生も加えて助成すること。</p>	<p>高校生通学費助成制度は、市町村に対する補助事業として実施しており、制度見直しは本事業の実施主体である市町村において合意形成を図ることが前提であるが、現時点では市町村から要望がなく、中学生に対象を拡大することは考えていない。</p>
<p>(幼稚園・認定こども園部会)</p> <p>①私立幼稚園・認定こども園の経営基盤の強化と給与の改善について</p> <p>幼児教育・保育の基盤整備・強化及び質の向上は、子どもたち一人ひとりの豊かな育ちを支え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちの今と未来の幸せの鍵を握っている大きな要素だと考える。そのためには、何といたっても安定した経営基盤の確保と愛情豊かで優秀な幼稚園教諭・保育士の確保が重要である。ぜひとも施設型給付の公定価格の確保・充実への配慮と国への要望をお願いします。また、幼稚園教諭・保育士の処遇改善に対しても支援をお願いします。</p>	<p>幼稚園教諭、保育教諭の確保と定着がより一層進むよう、さらなる処遇改善と配置基準の見直し等について、令和6年7月に国へ要望を行った。今後も継続して国へ要望していく。</p>
<p>②在宅子育て家庭の2歳児への公的支援の充実について</p> <p>低年齢児の幼児教育・保育の重要性が認識されている中、2歳児の幼児教育・保育は、就労家庭においては制度の中で守られているが、在宅子育て家庭の2歳児就園については制度外となっている。0歳から5歳にかけて乳幼児の切れ目ない育ちの中で、家庭での一対一の子育てから集団保育にスムーズにつなげていくことは極めて重要である。在宅子育て家庭の2歳から3歳へのスムーズな子育てという観点にも配慮していただき、在宅子育て家庭の2歳児の受け入れに対しても、等しく幼児教育・保育に対する支援が受けられるよう幅広い公的支援をお願いします。</p>	<p>0～2歳児を含め幼児教育・保育の完全無償化を実現するよう、令和6年7月に国へ要望を行った。今後も継続して国へ要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③子育て支援事業に対する支援について</p> <p>地域の子育て支援の幅広いニーズに応じて、預かり保育、未就園児親子登園、園開放、親子の集い、子育てサークル、子育て相談等幅広い子育て支援事業を実施して、孤立した育児の支援強化や良質な成育環境の提供に努力している。国において全ての子育て家庭を対象にした「こども誰でも通園制度」の制度設計が進められているが、親子登園をはじめとする利用方法や運営の在り方など、現場のニーズに沿った制度設計となるよう要望する。(現状のやり方では受入が不安であり、現場の声を聞いていただきたい)。また、現在実施している子育て支援事業に対して公的支援の充実をお願いする。</p>	<p>国において「こども誰でも通園制度」の令和8年度からの本格実施に向けて、「子ども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」において議論が進められているところであり、国の動向を注視するとともに、現場のニーズや地域の実情に応じた制度設計となるよう国へ要望していく。併せて、現在実施している子育て支援事業に対する公的支援の充実についても国へ要望していく。</p>
<p>④幼稚園教員・保育士の人材確保について</p> <p>私立幼稚園・認定こども園は、子どもたちの健全な成長と発達を支える重要な役割を担っている。子どもを育てることの大切さは、社会の未来を築くための基盤であり、かけがえのない使命である。しかし近年、少子化や幼稚園教員や保育士不足、更には保護者の多様なニーズへの対応に加え、一人ひとりの子どもに対する質の高い教育と個別対応が求められている。それに伴い保育者一人当たりの負担が増加し、保育者は日々の業務を通じて子どもたちの成長を支える重要な役割を担っており、労働環境の整備及び幼稚園教員・保育士確保が急務となっている。各園とも、処遇改善及び働き方改革で労働環境の改善に向けて努力しているが、幼稚園教員・保育士不足は依然として続いており、解決の見通しが立たない状況である。ついては、具体的・効果的な人員確保対策の実施をお願いする。また、幼稚園及び幼稚園型認定こども園に対して、保育の質の向上や保育者の負担軽減につながる保育補助者・保育支援者の配置に要する経費補助事業の実施をお願いする。</p>	<p>幼稚園・認定こども園の幼稚園教諭・保育士等について、さらなる処遇改善、人材確保策を講じるよう、令和6年7月に国へ要望を行った。今後も引き続き要望していく。</p> <p>併せて、幼稚園及び幼稚園型認定こども園に対して、保育の質の向上や保育者の負担軽減につながる保育補助者・保育支援者の配置に要する経費補助事業の実施について、国へ要望する。</p> <p>また、保育人材の確保・育成・定着のため、保育士・保育所支援センターを設置し、中高生に向けた保育の魅力発信、学生や潜在保育士等への就職支援、エルダー・メンター制度の導入促進、就職後の悩み相談窓口などの取組を実施しているところであり、令和7年度も継続して実施できるよう令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業 (保育士・保育所支援センター設置・運営事業) 21,011千円</li> <li>・「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業 (若い世代への保育の魅力発信事業) 4,661千円</li> </ul>
<p>⑤特別支援教育・保育への支援の拡充について</p> <p>特別支援教育・保育の円滑な実施にあたっては、より深い知識と専門性が求められ、幼児一人ひとりの障がいの程度に応じたきめ細かな支援・対応が必要である。そのため、実施する園へ国及び県単独事業の補助金の拡充をお願いする。</p>	<p>障がい児を受け入れる幼稚園に対する補助単価及び補助率の引上げを行うことについて、令和6年7月に国へ要望を行った。今後も継続して国へ要望していく。</p> <p>また、県では、国補助対象外である障がい児の在籍が1人である80人以上の園に対しても単県補助を実施しているところであるが、令和7年度からは国の補助事業が、在園児数の規模に関わらず、障がい児が在籍する園が補助対象となる見込みであることから、国の動向を注視しながら、必要な支援を引き続き検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥電気・ガス・食料品等物価高騰に対する支援について エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、地域の実情に合わせて必要な支援をお願いする。</p>	<p>エネルギー価格の高騰に係る支援について、緊急対策として令和6年度補正予算で措置したことに加え、物価の状況を踏まえ、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>物価高騰に対応するための支援策を設けることについて、令和6年7月に国へ要望を行った。状況に応じて今後も国へ要望していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業</li> <li>（保育施設等物価高騰対策支援事業）</li> </ul> <p style="text-align: right;">60,000千円</p>
<p>（専修各種学校部会）</p> <p>①県内専修学校専門課程・高等専修学校助成策の再検討 近年、県内専修学校専門課程（専門学校）・高等専修学校は、募集停止・休校・廃校が相次いでいる。県内専修学校は平成7年24校をピークに令和6年現在13校まで減少の一途を辿っている。今後も募集停止・休校・廃校の検討がなされている学校もある。卒業後の地元定着率の高い学校種の存続の危機が迫っており、多くの専門学校進学者が県外に流出しているのが現状である。できるだけ多くの学校の存続を維持することによる卒業後の地元定着を促進するために、助成策の再検討をお願いする。</p>	<p>専門課程のみを運営費支援の対象としている自治体が多いなか、本県では専門課程のみならず一般課程を含む全ての私立専修学校に対して支援を行っており、引き続き、これまでと同様の運営費支援を行っていく。</p> <p>また、看護分野においては、専任教員の人件費を含む手厚い運営費支援を行っているほか、令和6年度には新たに、専門課程を置く専修学校に教員配置の加算支援を行っており、引き続き令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金（鳥取県私立専修学校教育振興補助金）103,798千円</li> </ul>
<p>②高等専修学校に対する国による地方財政措置の要望 鳥取県独自に助成措置を予算化されているが、より一層の補助の拡充のため、その裏付けとなる高等専修学校に対する補助に係る地方財政措置（特別交付税）の創設につき、引き続き国への要望をお願いする。</p>	<p>令和6年7月に国要望を実施しており、必要に応じて、引き続き国への要望を検討する。</p>
<p>③鳥取県私立専修学校大規模修繕促進事業補助金の基準緩和 令和4年度より上記補助金を新設されているが、補助金の実効性を上げるために、一事業当たりの補助を、総事業当たりに変更していただくか、対象事業の事業費下限を500万円から引き下げていただくようお願いする。</p>	<p>一体的な修繕計画とみなされる事業の総事業費が500万円を超えた場合は、補助の対象となる運用を行っており、関係者に対して改めて事業内容の周知を図っていく。</p> <p>なお、大規模修繕事業を支援する目的に照らし、事業費下限の引き下げは考えていない。</p>
<p>④専門学校・短大・大学鳥取県進学フェアの拡大充実 現行の専門学校進学フェア参加校を、令和5年度より鳥取県内高等学校教育機関（専門学校、鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学）全てに拡大した。県内高校生に地元高等教育機関、地元企業の魅力を再認識していただき、県内進学・県内就職数の増加に繋げ、地元産業を支える人材育成、地域活性化を担う若者の定住促進を図りたいと考えており、事業拡大の結果を踏まえて、今後の補助金の大幅な増額をお願いする。（現状では1か所しか開催できない。）</p>	<p>進学フェア対象経費の拡充及び増額について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校支援等事業（私立学校協会補助金）</li> </ul> <p style="text-align: right;">1,920千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤県内高等教育機関（大学・短大・高専・専門学校）の連携強化 全県を上げて卒業後の地元定着を促進するため、産官学連携の中に専門学校の参画を要望する。</p>	<p>若者が県内企業・大学等を知る機会の充実を目的とした、大学・学生が主体となって行うイベントについて、専門学校も対象とし、地元定着を促進していく。 なお、「職業実践専門課程」として企業と連携して職業実践教育の推進や教育内容の充実を図る専門学校に対する必要な経費支援や、産学官協働の「とっとりインターンシップ」について、専門学校生への参加を促す情報発信、プログラム充実に努めており、引き続き令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金（職業実践専門課程支援事業） 300千円</li> <li>・ととりの若手人材確保支援事業（インターンシップ） （とっとりインターンシップ推進事業） 46,887千円</li> <li>・若者から選ばれるとっとり創造事業（「とっとり若者×産学交流FES」開催事業） 6,000千円</li> </ul>
<p>⑥県内の不登校児童生徒支援の全市町村の均一化（全額補助）について 現在フリースクールに通う児童生徒を持つ家庭は、各市町村から通所費用の支援を受けているが、支援の幅は、市町村ごとに異なっている。できれば、全市町村において、全額補助となるよう、県からも各市町村へ働きかけをお願いする。</p>	<p>令和6年10月下旬に県内東・中・西部で市町村との意見交換会を開催して通所費支援に関する協力依頼を行ったところであり、引き続き働きかけていく。</p>
<p>⑦物価高騰に対する支援について 昨今の物価高騰の影響で、燃料費・光熱費等の経費が大幅に増加しており、その負担が学校運営に大きな影響を及ぼしている。物価高騰に対する支援の継続をお願いする。</p>	<p>エネルギー価格の高騰に係る支援について、緊急対策として令和6年度補正予算で措置したことに加え、物価の状況を踏まえ、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校等物価高騰対策支援事業 16,200千円</li> </ul>
<p>⑧自動車学校からの要望 ○道路交通法施行規則改正等に伴う各種AT自動車の新規購入等への補助金を要望する。</p>	<p>自動車学校の各種AT自動車の新規購入等への補助について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・AT免許教習体制整備補助金 14,168千円</li> </ul>
<p>○県内高校生（進路決定者）の運転免許取得の時期を、なるべく早期の通学許可に変更していただくよう、知事部局から県高等学校長協会に協力要請をお願いする</p>	<p>県立学校においては、校長会や指導部連盟、学校訪問時に進路決定者等への早期の通学許可の検討を働きかけている。同様の働きかけを私立学校協会にも行う。</p>
<p>○電気料金の値上げ、ガソリン代の高騰に対する補助金の支援をお願いする。</p>	<p>エネルギー価格の高騰に係る支援について、緊急対策として令和6年度補正予算で措置したことに加え、物価の状況を踏まえ、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校等物価高騰対策支援事業 16,200千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(鳥取県私学振興会)</p> <p>①鳥取県私学振興会の実施する退職金資金給付制度に対する補助率を「標準給与総額の40/1000」に引き上げていただくようお願いする。現在、鳥取県を含む7県が「標準給与総額の36/1000」とトップ水準を維持している。「40/1000」への引き上げにより約1000万円の支出増となるが、私学教職員の福利厚生の本幹である退職金に関わるものであり、ご配慮をお願いしたい。</p>	<p>本県は、既に全国トップの補助率による補助金を交付している状況であり、現行どおりの補助率で令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校支援等事業（私立学校教職員退職金給付財源補助金） 93,615千円</li> </ul>
<p>②日本私立学校振興・共済事業団の実施する私学共済制度に対する、現行補助率を堅持するようお願いする。</p>	<p>私学共済制度については、引き続き令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校支援等事業（日本私立学校振興・共済事業団補助金） 17,061千円</li> </ul>
<p>③私学経営相談事業は、私学経営に関する情報を収集し、その分析と研究成果を関係者に提供する一方、経営をめぐる諸問題について相談に応じ、教育振興に寄与する目的で助成をいただいております、引き続き助成をお願いする。</p>	<p>私学経営相談事業については、引き続き令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校支援等事業（私立学校経営相談事業補助金） 314千円</li> </ul>
<p>《鳥取県森林組合連合会関連》</p> <p>①カーボンニュートラルの実現及び花粉発生源対策となるスギ人工林等の伐採・植替えを支援する、農山漁村地域整備交付金（花粉発生源対策促進事業）及び森林環境保全整備事業（林相転換特別対策事業）の十分な予算確保をお願いする。</p>	<p>循環林業の推進については、令和7年度当初予算案に盛り込むとともに必要な予算確保について国へ要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造林事業 822,081千円</li> <li>・豊かな森づくり協働事業 171,015千円</li> <li>・目指せ!!皆伐再造林150haプロジェクト 15,144千円</li> </ul>
<p>②林業専用道の整備線</p> <p>○素材生産の拡大・効率化のため、林業専用道の整備支援に係る十分な予算確保をお願いする。</p> <p>○路網の幹線となる比較的規模の大きい林業専用道の整備について、県営での実施をお願いする。</p>	<p>森林の循環利用に不可欠な路網整備の促進について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>なお、林業専用道整備の進め方については、市町村及び関係団体等と引き続き相談していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路網整備推進事業 467,153千円</li> </ul>
<p>③間伐など森林の適正管理の推進について</p> <p>○間伐材の搬出に対する支援額（R6：2400円/m<sup>3</sup>（定額））について、費用の高騰や木材価格の低迷等を考慮した合理的な支援額の設定及び十分な予算確保をお願いする。</p> <p>○夏場（7月～8月）の猛暑の中での下刈作業について、熱中症を予防するための変則勤務、勤務時間短縮などを行う場合、作業効率が落ちることから、相当分について補助単価の割増補正をお願いする。</p>	<p>間伐材の搬出に対する支援額については、素材生産費調査の結果を参考に令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>下刈り作業における熱中症対策については、現在、林野庁が補助単価の割増を行う方向で運用改善の検討をしており、今後林野庁から示される運用改善措置に従って、本県補助単価の割増補正を導入していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材搬出等事業 494,400千円</li> <li>・造林事業 822,081千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④デジタル林業（林業DX）の推進について</p> <p>現在、国の「デジタル林業戦略拠点構築推進事業」に取り組み、県産材の安定受給と適正価格の実現等に向けて、デジタル技術等を活用した川上・川中・川下を通じた県産材のサプライチェーン・マネジメントシステムの構築を進めており、令和7年度までには実用化し、県内に普及していく計画である。引き続き支援すること。</p>	<p>サプライチェーン・マネジメントシステムが確実に構築・運用されるための支援を令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・県産材流通イノベーション推進事業</p> <p style="text-align: right;">10,000千円</p>
<p>⑤人材の確保・育成について</p> <p>林業技術及び安全作業意識の向上、新規林業参入者・従事者数の拡大等を目的に開催している「日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取」の第4回大会を令和7年秋に開催を予定しており、開催・運営費等について、引き続き、支援をお願いする。</p>	<p>大会開催・運営費等について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・林業担い手確保推進事業</p> <p style="text-align: right;">38,302千円</p>
<p>⑥リモートセンシングを活用した森林境界明確化事業の推進について</p> <p>県内では全体的に地籍調査が遅れており（特に林地）、この状況から、今後の森林の適正管理に支障を及ぼすことが懸念されている。このため、市町村において森林環境譲与税を財源として早急にリモセンを活用した森林境界明確化事業（現地立会及び一筆地籍測量が省略可能）に取り組む必要があることから、組合系統からも市町村に対して強く要望していくが、県からも指導・助言をお願いする。</p>	<p>県と公益社団法人鳥取県造林公社とで設置した鳥取県森林経営管理支援センターが、関係歩掛・仕様の策定等に取り組んできたところであり、引き続き市町へ指導・普及を行っていく。</p>
<p>《鳥取県社会福祉協議会関連》</p> <p>①県立福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの改修について</p> <p>県立福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの大規模な改修と、県補助・委託事業の増加に伴う執務スペースの確保のため施設の有効活用をお願いする。</p>	<p>福祉体験交流プラザ改修工事に向けた実施設計費について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・鳥取県立福祉人材研修センター管理委託費（施設改修）</p> <p style="text-align: right;">3,248千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援策の更なる強化について</p> <p>本県の福祉人材の確保・育成・定着に向けて、本会では鳥取県福祉人材センターや鳥取県保育士・保育所支援センター等の関連事業を鳥取県から委託や補助を受け、その一翼を担っている。現状は、介護福祉士養成学校の入学者は減少し、令和6年度は介護福祉士養成校2校全体の定員の26%（21人／定員80人）である。また、公共職業訓練制度「職業訓練介護福祉士養成科」による国家資格取得を目指すコースは、令和6年度31%（6人／定員19人）の利用であり、介護福祉士養成科を履修する者が減少しており、生産年齢人口が減少する中、介護人材の確保は喫緊の課題であり、緊急的な対策が必要である。（鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画によると、職員の定年退職年齢の延長や再雇用の取り組みが進むことを要因に介護職員の確保の目安を年間30～40人の純増と見込んでいる。）</p> <p>また、保育士確保においても、鳥取短期大学の令和6年度の幼児教育保育学科の入学者は定員の44%（62人／定員140人）と減少傾向となっている。このような状況を踏まえ、鳥取県福祉人材センターや保育士・保育所支援センター等の関連予算の確保及び、保育士修学資金等の充実と社会に対する福祉業界の認知度向上をお願いするとともに、県外福祉人材養成に係る養成校と就職支援協定に取り組みされる等県庁内の他部局との連携による、福祉人材の確保支援の取り組み強化を引き続きお願いする。</p> <p>また、介護人材の確保支援の一つである公共職業訓練制度「職業訓練介護福祉士養成科」では教材費等18万円程度の自己負担が困難なことから訓練受講をあきらめる者がいるため、県として財政的援助をお願いする。</p>	<p>介護福祉士確保については、これまでも修学資金貸付金の実施等により支援してきたが、少子化等により生徒の減少も進んでいることから、若い人材を介護分野に呼び込むための公共職業訓練制度を対象にした新たな支援策について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>保育士確保については、保育士・保育所支援センターを設置し、保育人材の確保・育成・定着のため、中高生に向けた保育の魅力発信、学生や潜在保育士等への就職支援、エルダー・メンター制度の導入促進、就職後の悩み相談窓口などの取組を実施しているところであり、令和7年度も継続して実施できるよう当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>また、県内の保育人材確保のため、令和7年度から保育士修学資金貸付制度の大幅な拡充を行うこととし、鳥短卒業生の約8割が県内就職している現状から、高校生や保護者に向けて貸付制度について積極的に周知を行い、より多くの方に制度を利用いただき、鳥短の入学者増と県内保育人材の確保につなげていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材確保緊急対策事業 （公共職業訓練（介護福祉士養成施設に入校）受講者支援事業） 13,280千円</li> <li>・「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業 （保育士・保育所支援センター設置・運営事業） 21,011千円</li> <li>・「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業 （若い世代への保育の魅力発信事業） 4,661千円</li> <li>・鳥取県保育士等修学資金貸付事業 16,595千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県民生児童委員協議会関連》  (1) 一斉改選を控えた、なり手確保に係る取り組みについて  ①行政から自治会・町内会などに対する委員の候補者推薦過程において、「ボランティア活動への理解と熱意」が、委員選任の要素として説明されている場合がある。(政府広報HPも同様の記載あり)。この説明だけでは、本来求められる役割以上の自発的な意識が必要であるかのような、精神的な負担感を感じさせ、なり手不足に拍車をかけることが懸念される。「ボランティア」という表現は、一般的には自主性の範疇であることとして積極的に使用せず、「民生児童委員は“身近な相談相手”や“良き隣人”であり、住民の暮らしの中での日常的な困りごとに耳を傾け、行政や専門職などへの“つなぎ役”であること」等、誰にでも普遍的に正しい理解が伝わる表現を使用するようお願いする。</p>	<p>民生委員・児童委員の制度上及び職務上から要請される活動上の原則（住民性、継続性、包括・総合性）は一般的な市民ボランティアとは異なるものであり、特に、令和7年度の一斉改選に向け、民生委員・児童委員の役割について正しい理解が伝わる表現内容で候補者推薦過程において説明がなされるよう、市町村に対して依頼した。</p>
<p>②厚労省通知では、民生児童委員は75歳未満の選任に努めるよう求められているが、次期一斉改選の令和7年度には、全ての団塊世代が75歳を超えることとなり、全該当者が原則的な選任要件から外れることを理由に退任した場合、大幅な充足率の低下が危惧される。これを防ぐためにも、地域の実情を考慮したうえで、行政・推薦委員会等が連携し、現任委員の再任について、強力な働きかけをお願いする。加えて、今の時代に合わせた新たななり手確保のため、これまでにない取り組みをお願いする。具体的には、定年延長の影響や、幅広い世代からのなり手確保を想定し、就労しながら民生委員・児童委員・主任児童委員を受諾しやすい環境づくりを目的として、「委員の推薦様式・手続きの改善」を以下お願いする。1) 委員の意向に基づき、所属長等へ、委嘱通知を文書で行うこと。2) その際、活動への配慮・協力依頼を、厚労大臣名により行うこと。3) 来期改選に間に合わないようであれば、委員証明者である県知事・中核市長名で対応すること。</p>	<p>現任委員の方の再任への働きかけや新たな担い手確保については、市町村と協力して取り組んでいくこととしており、令和6年12月に行った市町村に対する一斉改選にあたっての事務手続き等に係る説明会の際、現任委員への積極的な働きかけや行政・推薦委員等が連携して委員確保への取組を実施するよう依頼をした。</p> <p>なお、本県においては、年齢要件に関して、民生委員活動が支障なく行うことができる場合は75歳以上であっても認めることとする弾力的な運用を行っているところであり、75歳未満という原則的な選任要件から外れることのみを理由に再任候補から除外することがないよう、市町村へ併せて周知を行った。</p> <p>また、委員の勤務先に委員に委嘱された旨の通知及び委員活動への配慮・協力に係る依頼について、厚生労働大臣名の文書で行うよう令和6年1月に国要望を行なったところであるが、来期改選までに国による対応がなされない場合は、県知事名での通知・配慮依頼を検討する。</p> <p>なお、中核市である鳥取市においては、市が厚生労働省に推薦した委員の勤務先に対し、委員に委嘱された旨の通知及び委員活動への配慮・協力依頼を既に行っているところであり、引き続き対応していただくよう依頼をしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 民生委員・児童委員活動に対する補助金の継続的な確保、及び広報活動に対する助成・協力について</p> <p>少子高齢、核家族化等が急速に進行し、地域では様々な問題が顕在化している。家族関係や住民相互のつながりが薄れ、社会での孤立の問題が深刻になっている。更に、様々な生活課題、福祉課題が複雑、困難化し、高齢者の孤立死、児童や障がい者への虐待等が後を絶たない。このような状況の中で、「地域共生社会」の実現に向けて、地域の支援を必要とする方の見守り役・隣人として、身近な相談相手であり公的支援のつなぎ役である民生委員・児童委員に寄せる期待は更に高まっている。これらのことから、民生委員・児童委員活動の重要性を理解いただき、活動に必要な補助金が減額とにならないよう引き続き確保すること。また、令和7年度の一斉改選を控え、団塊世代の退任による大幅な充足率の低下が危惧される中、幅広い世代のなり手の確保のためにも、委員活動への正しい理解浸透を周知を図るとともに、これからの時代を見据えた、なり手確保のすそ野を広げるための広報を強力に展開するための費用の助成をお願いする。あわせて、SNSや新聞、テレビ、ラジオ、県政だより、HP等様々な媒体を活用し、多様な世代の県民への周知・広報を、積極的かつ継続的にを行うこと。</p>	<p>民生児童委員制度・活動の理解のため、SNSや新聞、県政だより等の各種媒体を用いた周知・広報を行うとともに民生委員・児童委員活動費及び地区民生児童委員協議会活動推進の助成を行うことにより、民生委員・児童委員の活動を支援していく。特に、令和7年の一斉改選に向け、民生委員活動強化週間中の広報等に必要な経費について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員費（地区民生委員協議会活動推進費補助金） 15,667千円</li> <li>・民生委員費（県民生児童委員協議会活動費補助金） 2,906千円</li> <li>・民生委員費（県民へのPRのための広報費） 1,000千円</li> </ul>
<p>《鳥取県老人クラブ連合会関連》</p> <p>① 「とっとり方式認知症予防プログラム」普及促進事業について</p> <p>この事業は、新型コロナの影響による高齢者の閉じこもりやフレイル予防、脳の活性化、次世代育成支援、地域のつながり再構築など社会を取り巻く様々な問題に対応したものであり、生涯現役社会実現にもつながる極めて重要な活動である。無理なく楽しく生活に取り入れて習慣化できるフレイル予防、認知症予防の普及、高齢者の社会参加、コミュニケーションの活性化のため、前向きな取り組みを継続的に行えるよう、同事業を継続実施すること。</p>	<p>「とっとり方式認知症予防プログラム」については学術的に認知機能の低下を防ぐ効果が証明されており、より多くの高齢者にプログラムを体験していただくために、県老人クラブ連合会へ委託して実施している普及促進事業を継続していくことを令和7年度予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポートプロジェクト事業 （「とっとり方式認知症予防プログラム」普及啓発事業） 4,854千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会、単位老人クラブに対する補助について</p> <p>老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者を主体とする健康保持と相互の生活支援において、その活動や役割が今後益々期待されている。本県における老人クラブは現在583クラブ・24807人を擁し、自主的に仲間づくりを進め、小地域ごとに全国の老人クラブ三大運動である、「健康」「友愛」「奉仕」活動の推進を目標に、各地域で、訪問・声かけ活動、仲間づくり、清掃活動など互いに支え合い、社会参加や地域の高齢者の介護予防など、健康づくりに取り組んでいる。高齢者の閉じこもりやフレイル予防、次世代育成支援、地域のつながり再構築などの社会を取り巻く様々な問題に対応したものであり、生涯現役社会の実現にもつながる、極めて重要な活動である。いつまでも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域に根差した支え合い活動を企画運営するためにも活動費確保が必要である。現在、単位クラブに対する補助金の基準（30人）に満たないクラブについても柔軟に対応いただいております、これと併せて、県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する補助金確保も引き続きお願いする。</p>	<p>県老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会は、圏域・市町村域での老人クラブ活動のサポートや健康づくり、地域支え合い活動などに大きく寄与しており、県として、活動がより一層促進されるよう補助を継続していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきシニア人生充実応援事業 (いきいき高齢者クラブ活動支援補助金)</li> </ul> <p style="text-align: right;">35,432千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県手をつなぐ育成会関連関連》</p> <p>(1) 鳥取県親亡き後の安心サポート体制構築事業について</p> <p>①あいサポートファイルは、障がいのある我が子への支援を関係者に円滑に引き継ぐための引き継ぎ書であり、親亡き後も一貫した継続的な支援を受け、地域で安心・安全に暮らし続けるための重要なツールとなる。本会では県の委託を受け、ファイルの普及を図るため普及員の研修等を行い、資質の向上・普及啓発活動に努めるとともに、将来の生活設計に向けた相談支援や親亡き後の問題について関係機関との連絡・調整を行う安心・安全な生活を送ることができるよう関係機関とのよりよい関係づくりを進めている。令和5年度3地区で、学齢期・成年期に応じた説明会を行うとともに、各地区育成会の事業と合わせて説明会を実施しながらファイルの普及・活用を進めている。本年度はワーキンググループを設置し、ファイルの見直しを進めていくので、引き続き支援をお願いします。(※安心サポートファイル普及の取り組み①コーディネーター設置②普及拡大推進費の計3724千円。安心サポート体制整備検討委員会設置等302千円)</p> <p>②また、市町村が整備する地域生活支援拠点は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた重要な機能(相談、緊急時の受入・対応、経験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり)を担っているが、支援を必要とする方の引き継ぎ書として、ファイルを活用していただくようお願いする。県内の市町村を包括する広域的な見地から、地域の利用者や家族などからのニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか市町村の拠点の状況を把握し、拠点の機能強化について助言と必要な支援をお願いします。</p>	<p>安心サポートファイルの普及に関する取組を含め、親亡き後の安心サポート体制構築事業として必要となる経費を令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>また、親亡き後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、住まいの場など地域資源の確保や、その司令塔となる「地域生活支援拠点」の機能充実等の統合的な施策を令和7年度当初予算案に盛り込むとともに、実効性を高めるための方策等について、県地域自立支援協議会において継続して議論していく。</p> <p>・親亡き後を見据えた地域生活サポート事業 68,968千円</p>
<p>(2) 鳥取県手をつなぐ育成会事業について</p> <p>県内の知的障がい者の自立支援や育成会活動の充実を図るため、「障がい者社会参加促進事業」に積極的に取り組んでいる。知的障がい者の本人大会、知的障がい者スポーツ祭を開催し、本人自らが何かを行うという自立意欲を高め、社会参加の促進につなげている。このような知的障がい者の社会参加や地域社会への理解の促進を図る活動は今後も重要となることから、引き続き支援をお願いします。(知的障がい者レクリエーション開催事業1400千円、知的障がい者本人大会開催事業200千円、鳥取県手をつなぐスポーツ祭りの開催2200千円、手をつなぐ育成会県大会の実施155千円、保護者会研修会・地区研修会の実施145千円、広報紙の発行260千円)</p>	<p>鳥取県手をつなぐ育成会事業に必要な経費について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・障がい者社会参加促進事業 (知的障がい者レクリエーション教室開催事業、知的障がい者本人大会開催事業、鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業) 3,800千円</p> <p>・鳥取県社会福祉事業包括支援事業 (鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業) 560千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 障がい者専用避難所の設置及び個別避難計画の作成について</p> <p>令和6年能登半島地震においても、過去の災害で明らかになっていた知的障がい児・者や家族が困難を抱えやすい避難生活における支援(福祉避難所の開設等)が課題となっている。未だに知的障がい児・者の行き場がなく苦慮されている状況である。知的障がい児・者のなかには、慣れない場所への移動に不安を抱える方、集団行動ができない方、閉鎖された空間が苦手な方が多く、指定避難所で一緒に過ごすことが困難な場合もあり、本人にとっては適切な環境とは言えないため、一定の配慮がされた福祉避難所や専用の部屋がある指定避難所、または障がい者専用の避難所の設置について、早急に整備をお願いします。また、地域外への避難も視野に入れた計画の策定をお願いします。更に、避難所運営に当たっては、スムーズな受入れとなるよう障がいの特性に応じた受け入れ対応マニュアルの策定について合わせてお願いします。専用避難所整備にあたっては、障がい者団体等の関係団体とコミュニケーションをとっていただき、昨今では災害避難時用テントなどの導入も増えてきているので、必要な資材を整えるようお願いする。</p>	<p>県では「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」により、多様な人に配慮した生活環境の整備を市町村に依頼しているほか、「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」により、福祉避難所等の確保・早期開設や、障がいのある方など配慮が必要な方への適切な対応を依頼しており、引き続き働きかけを行う。</p> <p>個別避難計画については、令和8年度を目途として、優先度の高い者の作成を促進していくため、市町村連絡会や優良事例等の学習会の開催、個別避難計画に係る作成手引きや事例集の作成など、市町村への支援強化策を令和7年度当初予算案に盛り込み、各個人の障がい等の状況に配慮することや状況に応じて地域外への避難も考慮するよう市町村に働きかけていく。</p> <p>また、早期の良好な避難所環境整備の実現に向けて、避難所基準の見直し、人員体制や各種資機材の保管・運用体制等について市町村と検討するとともに、国が創設した新たな交付金を活用して、必要な資機材の整備を加速していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支え愛地域連携推進事業 6,929千円</li> <li>・大規模災害対応TKB24プロジェクト 58,792千円</li> </ul>
<p>《鳥取県介護福祉士会関連》</p> <p>①介護職員の待遇改善について国に対する要望</p> <p>介護人材不足の中、介護職員の処遇改善等の施策を講じて頂いているが、一般企業は5%程度の賃金アップを行ったことに対し、介護報酬改定は2%程度に留まっており、平均賃金は今まで以上に差額が増えている。(5万円程度の開き)。このままでは介護人材の不足に拍車がかかることが懸念されるため、改めて国に対して、介護報酬等の改善、介護職種賃金の賃金向上への働きかけをお願いします。</p>	<p>介護職員の処遇改善に関して、令和6年7月11日及び11月26日に国に対して抜本的な介護報酬の見直しを含めた制度設計を進めるよう要望し、また8月8日には全国知事会を通じて国に要望した。今後も引き続き、介護従事者の更なる処遇改善となる制度設計を進めるよう、国に強く要望していく。</p>
<p>《鳥取県子ども家庭育み協会関連》</p> <p>①「教育・保育」の質の向上のための配置基準の改善について</p> <p>昨年、国は比較的規模の大きな保育所について、4歳・5歳児を30:1から25:1とする配置基準の改善を示した。しかし、保育現場からは4歳・5歳児30:1から20:1への更なる配置基準の改善が叫ばれている。人格形成の乳幼児期における育ちの重要性が確認されている現在、とりわけ4歳・5歳児期における就学前の教育・保育の質が子どもたちその後の成長や学校教育にそのままつながっている。鳥取県においては、全国に先駆けて、1歳児の6:1から4.5:1に、更に3歳児の20:1から15:1に改善された実績がある。国への要望と同時に、保育現場で先行して、4歳・5歳の30:1から20:1に取り組んでいる施設に対して、県独自に加算措置を講じること。</p>	<p>保育人材の確保と定着をより一層進めるため、保育士の配置基準の更なる見直しと処遇改善を実行するよう、令和6年7月に国へ要望を行った。1歳児の配置基準について、令和7年度から加算による見直しが図られるが、4・5歳児を含め配置基準の更なる改善が図られるよう、今後も継続して国へ要望していく。</p> <p>県独自の加算措置については、保育行政の主体である市町村とも意見交換しながら今後検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県聴覚障害者協会関連》  (1)  ①NHK・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビが独自で放送するニュース及び番組に字幕付与と手話言語を挿入すること。</p>	<p>総務省の放送分野における情報アクセシビリティに関する指針によれば、NHKでは対象の放送番組の全てに字幕を付与することが目標となっており、民放の地方局においても、2027年度までに対象番組の80%以上に字幕付与という目標となっている。県としても、放送への字幕や手話言語の付与について、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の内容を踏まえ、改めて地元テレビ放送事業者協会からの要望内容を伝えるなど働きかけを行っている。  また、国において、手話に関する施策の推進に関する法律（仮称）の制定を目指す動きがあることから、その動向や成立後の国、放送業界の動きも注視していく。</p>
<p>②地域の防災無線をリアルタイムで、全ての情報を把握できるようにすること。</p>	<p>市町村防災行政無線で発信される音声情報については、住民への伝達に係る実施主体となる各市町村に対して聴覚障がい者が覚知できる代替手段の確保やその手段の周知、聞こえる人も聞こえない人も同一の情報を同一のタイミングで得られるようにするなど、障がい者等への配慮を行うよう依頼しているところである。今後も引き続き機会を捉えて市町村への依頼を行い、理解を求めていく。</p>
<p>③鳥取県内の避難所に情報アクセシビリティ対応機器「アイ・ドラゴンⅣ」（手話と字幕による）の設置を進めること。</p>	<p>県では、これまでも市町村が行う避難所の環境整備に関して、障がいのある方に必要な資機材の整備を推奨している。  災害時に聴覚障がいのある方が適切に情報取得を行えるよう、当該情報アクセシビリティ対応機器等の資機材について、令和6年能登半島地震での活用状況等も踏まえ、引き続き市町村へ整備の働きかけや財政支援を行っていく。  ・鳥取県防災・危機管理対策交付金事業 68,500千円</p>
<p>(2) 東京2025デフリンピックの開催にあたり、鳥取県内にて「デフスポーツ」「デフリンピック」に対する認知度がまだ低い状況である。認知度を高めるためにも、教育機関をはじめ、県民に対する啓発が必要である。鳥取県として、全県一体となった機運醸成に取り組むこと。</p>	<p>県内デフリンピック候補選手と県民等がふれあうフェスティバルやデフスポーツ体験会等の開催、県内での大会情報の周知や関係団体と連携した全国キャラバンによる開催前イベントを実施するとともに、海外選手団のキャンプ受入や交流事業のほか、本県ゆかりのデフアスリートの強化支援を令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。  ・スポーツで世界と繋がる！国際スポーツ交流事業 71,420千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県商工会連合会関連》</p> <p>①小規模事業者等経営支援交付金の継続（要望額：594,078千円）を求める。</p> <p>経営支援専門員等の設置（経営指導員の法制化に伴う支援体制強化）、経営、金融及び税務等のきめ細やかな支援、適切な支援体制の整備（★専門的指導能力の開発・強化に向けた経営支援専門員等資質向上、★専門的ノウハウ等を有する支援機関等の幅広い知見の活用、★情報提供体制の整備促進、★経営発達支援計画・事業継続力支援支援に係る事業費、★中小企業診断士養成コースへの派遣）、小規模事業者等支援施策の普及、後継者等の育成、経営の革新に資する支援（★ビジネスプラン等に基づく経営の推進の支援、★需要開拓に向けた支援、★新事業展開や高付加価値化等の経営革新に係る支援）、起業・創業・事業承継・円滑な事業廃止等の支援、地域経済の活性化に資する事業活動の支援、倒産の未然防止等の経営安定対策、その他経営支援の推進）に資する。</p> <p>②起業創業・事業承継・体質強化対策（交付金）の継続（要望額：4,300千円）を求める。</p> <p>起業創業支援の推進（創業セミナー・個別相談会の開催、専門家派遣支援、I J Uターン創業支援）、事業承継対策支援の推進（事業承継セミナーの開催、専門家派遣・個別相談会の開催、中山間地域事業承継支援）、環境変化に対応した体質強化（黒字体質）事業（「物価高騰」「インボイス」「賃金引上げ」「人材確保」「DX・デジタル化」「物流2024問題」等の様々な事業環境変化の影響を受けた小規模事業者に対する課題解決を支援：専門家派遣）に資する。</p> <p>③販路開拓・需要創出（交付金）の継続（要望額：2,000千円）を求める。</p> <p>東部地域牽引企業創出（ビジネスマッチング商談事業の実施、販路開拓セミナー・個別相談会の開催）、とっとり中部発信プロジェクト（商品開発、商談会、物産展出展、PR広報）、西部ブランディングプロジェクト（商品開発、販路開拓支援、情報発信）に資する。</p> <p>① 戦略的事業承継推進モデル構築事業（交付金）の継続（要望額：17,502千円【職員人件費3人役】）を求める。</p>	<p>鳥取県商工会連合会の要望4項目については、小規模事業者等経営支援交付金及び戦略的事業承継推進事業により引き続き支援していくよう、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・小規模事業者等経営支援交付金 873,155千円</p> <p>・戦略的事業承継推進事業 28,734千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県信用保証協会関連》</p> <p>①信用保証料負担軽減補助金（減収補填として 778,542 千円）を求める。</p> <p>県制度融資に係る保証料率については、中小企業者の負担軽減のため、通常より低く設定している。信用保証協会は保証した債務の代位弁済に備えて日本政策金融公庫と保険契約を締結しているが、その保険料の財源は全て保証料であり、減収となる保証料相当額の補填を要望する。（なお、要望額は、県担当課に見込額として提出した段階のものである。）</p>	<p>資金調達力の弱い中小企業者を支援するため、制度融資を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減補助を引き続き行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証料負担軽減補助金 289,949千円</li> <li>・新型コロナ克服特別金融支援事業 1,569,067千円</li> </ul>
<p>《鳥取県漁業協同組合関連》</p> <p>①栽培漁業地域支援対策事業（放流用種苗支援事業、持続可能な栽培漁業推進事業、美保湾ヒラメ試験放流サポート、藻場造成調査、キジハタ種苗放流の経費支援及び生産経費の削減技術の推進、岩盤清掃機器及び食害対策器の実証調査支援、国事業水産多面的機能発揮事業に係る県支援の継続、栽培漁業研究事業、養殖漁業研究事業）を継続実施すること。</p>	<p>栽培漁業地域支援対策事業については、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培漁業支援事業 12,069千円</li> <li>・イワガキ岩盤清掃実証事業 667千円</li> <li>・資源管理・漁場保全推進事業（水産多面的機能発揮対策事業補助金） 692千円</li> <li>・沿岸漁業研究事業 6,471千円</li> <li>・栽培漁業研究事業 20,048千円</li> <li>・養殖漁業研究事業 15,256千円</li> </ul>
<p>②ブルーカーボンクレジットを導入すること。</p>	<p>Jブルークレジットについては、令和5年度に御来屋地区で試験的に実施した。クレジットの導入については、関係漁協やクレジット購入企業等の意見を聞きながら進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源管理・漁場保全推進事業（新たな資源管理の推進） 2,922千円</li> </ul>
<p>③漁業環境保全事業（漁業環境保全事業、有害生物駆除支援初動対策事業）を継続実施すること。</p>	<p>漁場環境保全、有害生物の駆除等災害対策及び藻場の回復について、引き続き令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源管理・漁場保全推進事業（有害生物駆除支援初動対応事業） 900千円</li> <li>（水産多面的機能発揮対策事業補助金） 692千円</li> </ul>
<p>④近年サメ被害が増加し、網が破られるなどの被害が多いため、サメ被害防止対策を実施すること。</p>	<p>現在、漁業者が安全にサメを採捕するための機材の選定等を進めており、サメが出現する令和7年5月頃から漁業者が安全にサメを採捕するための試験、研究を行い、得られた結果をマニュアル化するなどして、県内漁業者に普及していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源管理・漁場保全推進事業（新たな資源管理の推進） 2,922千円</li> </ul>
<p>⑤沖合漁船支援事業（沖合漁業漁船の代船建造に関わる支援・漁船リース事業）を継続実施すること。</p>	<p>沖合漁船支援事業については、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖合漁船支援事業 10,415千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
⑥県産魚の消費拡大対策事業（県産魚ブランド発信事業、水産物品質保持試験）を継続実施すること。	食パラダイス鳥取県の推進において、県産魚のPRを含む県産食材の魅力発信及び消費拡大について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。 「白いか高鮮度出荷技術開発試験」は平成29年度に活イカ取扱いマニュアルを、「県産魚出荷技術改良試験」は令和2年度に鳥取県活松葉がに保管マニュアルを作成し、漁業者や市場関係者への配布により普及した。令和7年度においても、引き続きサワラの高鮮度出荷及び貝類の付加価値向上の取組及び普及に努める。 ・世界に誇るべき「食パラダイス鳥取県」推進事業 258,508千円
⑦漁場環境整備事業（フロンティア漁場整備事業）を継続実施すること。	国が行う休止中のズワイガニ、アカガレイの保護育成礁の設置予定が決まれば、漁場整備事業負担金を検討する。
⑧漁村の活性化事業（浜に活！漁村の活力緊急再生プロジェクト・魚食普及活動強化推進事業）を継続実施すること。	漁村の活性化に資する海業支援については、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。 ・港へGO!海業で浜のにぎわい創出事業 3,266千円
⑨アルプス処理水の海洋放出に伴い、全国的に影響が生じており、風評被害による魚価の下落など、漁業経営への多大な損害が懸念される。漁業経営に伴う燃油・資材・運送費等への支援を行うこと。	ALPS処理水による影響については、経済産業省が行うALPS基金事業において対応しているが、状況の変化により必要があれば、実情を聞いて検討する。
⑩がんばる漁業者支援事業（省エネ等経営改善に資する機関・機器への転換）を継続実施すること。	漁業経営の改善を図る取組の支援については、漁業者の各漁業者の経営規模や操業実態に応じた支援内容に見直すことを、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。 ・漁業経営体ステップアップ事業 5,112千円
⑪漁業就業者確保対策事業（漁業就業を目指す人に研修を受ける機会を与える事業、新規就業者が新たに漁業に着業する際に必要な漁船・機器等への経費支援）を継続実施すること。	漁業就業希望者の研修については、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。 ・漁業就業者確保対策事業（漁業研修事業） 58,696千円
⑫漁業・漁港施設整備事業（港内浚渫工事、砂の堆積調査・研究・試験の実施、海岸侵食の重点的な対策、港湾・海浜等への大量の漂着物の処分、港内の静穏調査）を継続実施すること。	砂の堆積が課題となっている漁港※においては、補助事業等で浚渫を行っている。引き続き、管理者と堆積状況を確認しながら、対策を検討する。 ※東漁港（岩美町）、酒津・船磯・夏泊漁港（鳥取市）、網代・泊漁港（鳥取県） 海岸侵食の対策については、引き続き侵食状況を観測しながら、必要なサンドリサイクルを実施していく。 海岸等の漂着物の処分については、従前から地域の実情に応じた漂着ごみ処理を実施している市町村とボランティア団体等の活動状況も踏まえ、海岸漂着物対策推進協議会を設立し、効率的な漂着ごみ処理の対応方針について検討を行っていく。 鳥取港内の静穏度不足に対しては、令和3年度より、防波堤整備事業に着手した。他港においても、関係者等から状況を伺い検討する。
⑬漁業共済（日韓漁業対策費・漁業共済掛金軽減事業）の掛け金支援を継続実施すること。	日韓暫定水域（EEZ）の設定に伴い、水揚の減少が予想される漁業者等が漁業共済組合に支払う漁業共済掛金への一定割合の継続助成について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。 ・日韓漁業対策費（漁業共済掛金助成事業） 8,360千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《境港水産振興協会関連》</p> <p>①境港お魚ガイド活動支援事業（境港魚市場場内見学者の案内、境港の漁船・水揚魚種・水揚量等見学者への説明、水産まつり等イベントの参加、親子魚学習教室、お魚達人検定試験の開催、魚に関する書籍の発行）を継続実施すること。</p>	<p>境港お魚ガイド活動等境港市場のPR事業について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・境港市場お魚PR事業（境港お魚ガイド活動支援事業） 3,249千円</li> <li>（鳥取県マグロ資源地域活用推進事業） 650千円</li> <li>・さかいみなと漁港・市場活性化推進事業（境港市産地協議会調査・発信活動支援事業） 500千円</li> </ul>
<p>&lt;鳥取県土地改良事業団体連合会関連&gt;</p> <p>①農業農村整備事業の十分な予算を確保すること。</p> <p>②多面的機能支払交付金に取り組む活動組織が必要とする予算を確保すること。特に、資源向上支払（施設の長寿命化）について、各活動組織への予算配分が要望通りとなるよう予算を確保すること。</p>	<p>農業競争力強化や国土強靱化対策、多面的機能支払交付金など農業農村整備事業が計画的に実施できるよう、必要な予算確保について国に働きかけていく。</p>
<p>③ため池工事特措法（令和12年度まで）に基づき、工事に関する技術的な指導と財政上の措置を講じ、防災重点農業用ため池の防災対策をソフト・ハード両面にわたって集中的に推進すること。</p>	<p>令和3年3月に策定した防災工事等推進計画に基づき、集中的に推進していく。</p> <p>また、鳥取県ため池サポートセンターの運営に必要な経費については、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p>
<p>④県内308カ所の防災重点農業用ため池について、調査点検、技術的助言・指導、避難訓練の実施を行うために、令和6年度と同規模の予算を確保すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営地域ため池総合整備事業 305,500千円</li> <li>・団体営ため池等整備事業 19,680千円</li> <li>・ため池安全総合対策強化事業 91,670千円</li> </ul>
<p>⑤大規模災害時に、市町村には農地・農業用施設等の被害状況の把握が行える技術者が少ない。国・県の応援職員にも限界があり、初動対応（被害確認、応急処置、被害額の算定、被害状況の把握等）が迅速に行えず、早期災害復旧の障害となっている。民間へ外部委託するにも補助制度がなく、市町村財政を圧迫している。補助制度を創設して市町村負担を軽減し、迅速な初動対応を可能とすることで、早期に災害復旧に取り組めるようにすること。</p>	<p>大規模災害時における民間委託等、初動対応への支援については、これまでも関係団体と連携のうえ、国への要請活動等を行っており、引き続き、働きかけていく。</p> <p>なお、初動対応については現在でも、国及び県職員による人的派遣を行っており、引き続き、県内市町村への活用周知を図っていく。</p>
<p>⑥令和6年4月に「鳥取県農業水利施設サポートセンター」が県土連に設置された。基幹の農業水利施設85施設の情報一元管理、施設管理者での現地指導、施設の劣化状況の評価を実施している。令和6年度と同規模の予算を確保すること。</p>	<p>適切な施設管理を推進するため、鳥取県農業水利施設サポートセンターの運営、施設監視のDX化に必要な経費を、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DXを活用した農業水利施設管理推進事業 11,525千円</li> </ul>
<p>⑦農業土木技術者が不足しており、今後の事業推進にあたり、将来にわたって必要な農業土木技術者の確保と養成を行うことが喫緊の課題である。当会は、県内唯一の農業土木技術者集団であり、当会の職員が有する技術や経験を十分発揮できるよう支援すること。</p>	<p>多くの市町村で技術職員の採用を増やすなど組織体制強化に努めており、県としても引き続き職員のスキル向上のための研修を行うとともに、土地改良事業に精通した鳥取県土地改良事業団体連合会とも連携しながら農業農村整備事業を推進していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県東部建設業協会関連》</p> <p>①気候変動による影響か、台風・大雨などによる災害が多く発生し、昨年、鳥取県東部では、河川護岸の崩落、隣接する道路の崩落、落橋、堤防の決壊などがあり、海岸では浸食災害などが進んでいる。更に、線状降水帯による大雨などにより、流木・草木などの漂流、砂の堆積なども発生しており、港湾内では漁業関係者も大きなダメージを受けている。インフラ、地域住民に影響のある斜面保護、河川護岸、砂防堰堤等の補強及び流木対策、海岸の人工リーフ等、防災対策の急がれるものから優先的に取り組むこと。</p>	<p>河川・海岸・治山砂防・港湾の整備について、国への要望も含め、必要な予算の確保に努めるとともに、優先順位をつけながら引き続き取り組む。</p>
<p>《鳥取県中部建設業協会関連》</p> <p>①昭和の高度経済成長期に建設された多くの橋梁が一斉に老朽化を迎えることから、今後更なる修繕費用の増加が見込まれており、橋梁の計画的な修繕と長寿命化を実現するため、今後も計画的・継続的に予算を確保すること。</p>	<p>長寿命化計画に基づき着実に補修が行えるよう、予算確保に努める。</p>
<p>②河川通水断面の阻害となる土砂の撤去、河川断面の阻害となる河川敷内の雑木や雑草の除去等を行うため、河川環境整備の予算を十分に確保すること。</p>	<p>河川断面確保のための河道掘削・樹木伐採については土砂の堆積状況及び樹木の繁茂状況に応じて適宜実施しており、引き続き対応する。</p>
<p>③尾張川では、平成30年9月に発生した台風24号以降、最近では令和3年7月の豪雨で、元旧川上流の水路が溢水したことで、近隣の農地や道路が冠水する事案が発生しており、豪雨災害を未然防止するため、河川を整備すること。</p>	<p>尾張川の河川整備については、緊急性が低いため、令和7年度予算での実施は考えていない。</p>
<p>④野井倉地内における加勢蛇川上流部の山腹崩壊により、大雨の都度、民家に大量の水が流れ込むため、土砂流出防止を図るための砂防堤防を整備すること。</p>	<p>加勢蛇川は、下流側堰堤が令和6年度予算で完了予定である。上流側堰堤については、緊急性が低いため令和7年度当初予算での実施は考えていない。</p>
<p>⑤既存急傾斜施設（特に、赤碕みなとガーデン下～東西・八橋諏訪神社～ポート赤碕）の老朽化や施設周辺の崩落や落石が見られる箇所があり、危険である。また、その施設からの湧水の量が多く、民家への流入等影響を及ぼす可能性が高いため、対策を講じること。</p>	<p>要望箇所については、昨年度も要望を受け、現地確認の結果経過観察としているが、その後も新たな変状等は確認されておらず、改修工事の実施は考えていない。</p>
<p>《鳥取県八頭建設業協会関連》</p> <p>①昨今の豪雨・豪雪時には、鳥取自動車道の通行止めにより国道53号線で交通確保が大変困難な状況が発生し、智頭町芦津地区等の集落では大呂地区地滑りによる孤立集落の懸念が払しょくされておらず、避難路となる代替道路の整備が必要不可欠である。災害時の迂回路としての役割を果たし、国道53号から国道29号へのアクセス道路として、地域住民の安全・安心の確保を図るため、県道津山智頭八東線（智頭町八河谷～八頭町佐崎）の早期開通をお願いする。</p>	<p>要望の趣旨は理解するが、現時点ではより緊急性の高い智頭町芦津集落と国道373号との間の改良工事に予算を重点配分する必要があるため、事業実施は困難である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
②災害を未然に防ぐために必要で有効な箇所での、治山砂防工事を計画的に進めること。	地域の安心・安全や成長・発展に資するため、引き続き、国への要望を含め、事業実施に向け必要な予算の確保に努める。
③防災・減災対策に必要な予算を確保すること。	本県は、これまで国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（H30～R2）」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（R3～R7）」等を積極的に活用し、防災・減災に資する河川の治水対策や砂防堰堤、道路改良等の整備を集中的に実施しており、令和6年度補正においても前倒しして予算措置されたところである。今後も引き続き、防災・減災対策に必要な予算を国に要望していく。
<p>《鳥取県日野建設業協会関連》</p> <p>①日野川の根雨地内は、平成30年の台風の時、堤防を越えて住宅の基礎まで水位が上がった。約20メートルの区間、堤防が低いため、日野川根雨地内右岸の堤防を嵩上げすること。</p>	国道のかさ上げ工事を実施中であり、引き続き令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県中学校体育連盟関連》</p> <p>①第51回鳥取県中学校総合体育大会各競技運営費補助金について、昨年度並みの400千円を予算措置すること。近年の大きな課題として、夏季の気温上昇による熱中症が挙げられ、屋内競技では空調設備のある施設で行う等の調整を行っている。また、各専門部においても熱中症対策費を予算化し、駐車場に警備員の配置、会場に医師の配置も検討しており、安全な大会の実施が必要である。</p> <p>②令和7年度の中国ブロック中国選手権大会運営費補助金（サッカー、体操競技、バドミントン、相撲の4競技の県内開催が決定）について、560千円の予算措置をお願いする。</p> <p>③部活動の地域移行に伴う地域クラブ活動の参入も踏まえ、大会開催に大きな注目・関心が寄せられている中、開催される各種大会を運動部活動の活性化を図る契機としたい。全国大会・中国ブロック大会選手派遣費補助金（全国大会夏季は九州ブロック、駅伝は滋賀県、スキー・スケートは長野県で開催。中国大会はスキーが本県若桜町開催）について、1600千円の予算措置をお願いする。</p> <p>《鳥取県高等学校体育連盟関連》</p> <p>①県内の高校生最大の体育大会である鳥取県高等学校総合体育大会が、5月24日から26日の3日間、県下全域で37種目、約600名の高校生参加のもとで開催される（駅伝・スキーは冬季開催）。開催費補助金900千円の予算措置をお願いする。</p> <p>②中国ブロック高等学校選手権大会（5県持ち回り開催で、本県は、水泳、相撲、バスケットボール、ソフトテニス、レスリング、弓道、ヨット、ボクシング、自転車、ウエイトリフティング、ライフル射撃の11競技を開催）の開催費補助金1540千円の予算措置をお願いする。</p> <p>③高校生最大の体育大会である全国高等学校総合体育大会（7月24日より広島県を中心に開催される夏季大会30競技、全国定時性通信制大会5種目、冬季大会4競技）の選手・引率者・本部役員の派遣費用について、41787千円の予算措置をお願いする。</p>	<p>中学校・高等学校の各体育連盟からの要望を踏まえ、各種選手権等大会運営や派遣等の支援について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・学校関係体育大会推進費 35,920千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県高等学校PTA連合会関連》</p> <p>①鳥取県高等学校PTA連合会が実施する、鳥取県高等学校PTA研究大会及びPTA会長研修会開催経費への支援をお願いします。</p> <p>②東・中・西部地区高等学校PTA連合会が実施する、東・中・西部地区高等学校PTA連合会会長・校長会及び研修会経費、中・四国及び全国高等学校PTA連合会大会参加経費への引き続きの支援をお願いします。</p> <p>③年3回発行している高等学校PTA連合会会報の印刷等経費への引き続きの支援をお願いします。</p> <p>④鳥取県立生涯学習センター内に設置されている社会教育団体交流室の使用料への引き続きの支援をお願いします。</p>	<p>各種研修会等の開催による人材育成事業や指導者育成事業、広報紙の発行や調査研究事業及び事務局の施設使用料に係る支援について、令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>・社会教育関係団体による地域づくり支援事業（鳥取県高等学校PTA連合会） 1,037千円</p>
<p>《鳥取県民主商工会連合会関連》</p> <p>①小規模企業振興基本条例を制定すること。 県産業振興条例を踏まえつつ、小規模事業者に焦点を絞った条例の制定が必要と考える。</p>	<p>小規模事業者の振興の趣旨も盛り込む鳥取県産業振興条例がある中で、小規模企業に特化した条例を重ねて設ける考えはないが、持続的に事業を継続するための経営力の強化に向けた支援策など、引き続き小規模事業者に寄り添った支援を進めていく。</p>
<p>②物価高騰に対応した直接給付制度を創設すること。 石破首相は地方創生交付金を倍化すると表明した。これを財源に、物価高騰対策や地方創生施策が効果を発揮するための「つなぎ施策」として、地域の中小・小規模事業者のための直接給付制度を創設すること。</p>	<p>現下の経済情勢を踏まえ、国は昨年12月に総合経済対策予算を成立させ、本県はこれを財源として、令和6年11月補正予算において鳥取県緊急経済対策として総額約370億円を措置した。これにより令和7年度当初予算を待つことなく、物価高騰対策等を進めている。</p> <p>資金繰り等についても、上記補正予算においていち早く「令和6年度為替相場急変緊急対策」資金を令和7年3月末まで延長して対応しており、加えて制度継続を令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。補正予算の執行によりつなぎ施策は不要と考えており、新たに給付制度を創設することは考えていない。</p> <p>・【R6. 11月補正】為替相場急変緊急対策特別金融支援事業 3,555千円 ・【R7当初予算】為替相場急変対策特別金融支援事業 18,646千円</p>
<p>③住宅リフォーム助成制度を創設すること。 現在、県が行っている住宅リフォーム助成制度は、「とっとり住まいる支援事業」と「未来型省エネ住宅特別推進事業」だが、経済振興の観点から、政策目的にとらわれない住宅リフォーム助成制度が必要である。市町村が行う住宅リフォーム助成制度に財政支援すること。</p>	<p>住宅の改修等に対する助成については、政策テーマを持って行うべきと考えており、これまで県産材を活用した住宅リフォームに対する助成「とっとり住まいる支援事業」を行っている。令和4年7月からは新たに省エネ改修に対する助成「とっとり健康省エネ住宅改修支援事業」を創設し、さらに、広くリフォームに活用していただけるようにしている。</p> <p>市町村が実施する耐震や空き家利活用などのリフォーム助成など県の政策目的に合った制度については県として財源を支援している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④最低賃金引き上げに伴って、雇用を維持・増加しようとする中小・小規模事業者に対する補助を創設すること。</p> <p>最低賃金が全国平均1000円を超え、鳥取県でも大幅賃上げとなった。しかしながら、中小事業者では売り上げや利益の改善はできていない。物価高騰に苦しむ中小事業者にとって、最賃引き上げがこれに拍車をかける要因となることは避けなければならない。岩手県が実施している制度を参考とした支援制度を創設すること。</p>	<p>県内事業者の持続的な賃上げへと結びつけていくためには、中小・小規模事業者が稼ぐ力を強化し、その原資を確保できるよう支援することが必要であり、令和6年11月補正予算の「賃上げ・価格適正化総合対策事業」で措置した「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」では、上限額、小規模事業者の補助率を大きく引き上げるとともに、賃上げの起点を令和5年10月に据え置いたほか、一定額以上の平均賃金要件を撤廃するなど、事業者のご意見を踏まえた拡充を行った。令和7年度当初予算案においても生産性向上と賃上げの一体的支援、賃上げに取り組む事業者の資金繰り支援などを盛り込むこととしている。</p> <p>「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」の利用件数も増加しており、県内商工団体と一層緊密に連携し、制度周知、広報を強化して利用促進を図っていく。</p>
<p>⑤自然災害を受けた事業者に対する公的支援のための基本条例を制定すること。</p> <p>激甚災害において、住宅等、個人に対する支援制度は確立しているが、店舗等の事業を対象とした支援制度はない。災害多発時代となった今日、迅速な支援のためにも支援の基本要綱を定めることが重要と考える。災害復興のために必要なのは地域の零細建設事業者である。しかし、県の入札参加資格を取得していないような零細事業者の淘汰が進み、大手工務店に集約されているのが現状である。このままでは、災害復興の手が足りず、復興が遅延するばかりか、県外からの事業者の流入に伴い、災害復興詐欺が横行する事態が予想される。住宅リフォーム助成や小規模工事事業者登録制度など、入札参加資格を取得していない事業者の擁護・育成について検討すること。</p>	<p>本県では「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に基づき、県の組織及び希望の全てを挙げて復興に関する施策を実施することとしており、県経済に重大な影響を及ぼすおそれのある災害発生時には、事業者の状況を調査し実態に即応して機動的な支援策を講じており、個別の条例制定の必要性があるとは考えていない。</p>
<p>⑥コロナ禍・物価高騰資金の借り換え、追加資金、据え置き延長、利子補給など、追加の負担軽減制度をつくること。</p> <p>コロナ禍でのゼロゼロ融資の返済が始まり、経営難に陥る事業者が相次いでいる。事業者は物価高騰や人材不足等に対応しなければならず、返済については返済猶予などの措置が必要である。</p>	<p>コロナ融資の円滑な返済に向け、本県では金融機関に対して返済緩和等の条件変更対応を求めてきたほか、令和6年度に返済期間最大15年の超長期借換資金を新設し、事業者の資金繰り支援を強化した。</p> <p>令和7年度当初予算案においては、上記借換資金を含めたコロナ融資の円滑な返済支援の継続のほか、とっとり企業支援ネットワーク等による支援機関及び金融機関との緊密な連携による資金繰り、経営改善、生産性向上など事業者の課題に応じた支援を盛り込むこととしている。</p> <p>今後も、コロナ融資返済の本格化を踏まえ、金融機関、商工団体等関係者の意見を踏まえながら、必要な対策を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とっとり企業支援ネットワーク連携強化事業 19,664千円</li> <li>・小規模事業者等経営支援交付金 873,155千円</li> <li>・新型コロナ克服特別金融支援事業 1,569,067千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦消費税減税、インボイス制度廃止を国に要望すること。</p> <p>物価高騰対策として消費税減税ほど効果の高い政策はない。税率引き上げのために消費不況を招いてきたことから明らかである。インボイス制度が実施され、3月にはインボイス登録による初めての消費税の申告納税が行われた。免税事業者でインボイス登録をした人たちの約3割が無申告となり、登録しなかった人たちは商取引で不利益を被っている。シルバー人材センターも求めている負担軽減措置がとられず、利用料金の引き上げが行われている。消費税法とも、日本の商取引慣行にもそぐわないインボイス制度は廃止するしかない。消費税減税を実施した場合、地方消費税の税収も減少するが、コロナ禍・物価高騰対策として消費税減税を行うのであれば、地方消費税の減収分は地方交付税の上乗せで対応できる。県や知事会等を通じて国に意見を上げること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえ、社会保障費の安定財源の確保は喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p> <p>複数税率制度下における適正な税務経理や申告に不可欠なインボイス制度についても、制度の廃止を求める考えはない。国において、インボイス制度への移行にあたって免税事業者税負担の軽減や発注者等への注意喚起による取引環境の整備等の支援を行っており、本県では、インボイス制度への移行により混乱が生じないように実情を踏まえた対応をとるようこれまで国に要望している。</p> <p>また、シルバー人材センターにおける契約方法については、昨年11月より「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス法）の施行により、従来のセンターが業務委託を受け会員に再委託する方式から、センターが依頼を会員に斡旋し会員と発注者が直接委託を受ける方式に改まっている。そのため、インボイス制度への移行により新たにセンターに税負担が生じない運用とされている。</p>
<p>⑧税・料の徴収にあたっては、地方税法の他、国税徴収法、税務運営方針、鳥取県滞納整理マニュアル等に則り、納税者の事業に即した対応をお願いする。</p> <p>中部ふるさと広域連合の徴収は違法行為が横行している。悲劇的な事件が起こる前に、県としても指導すること。（例：「差押禁止財産の年金の差押さえ」、「滞納者に対し警察を連れて家宅搜索するとの脅迫まがいの行為」「滞納者が病気を理由に徴収猶予を申請した際に、分納額を引き上げるよう求め、徴収猶予申請をさせなかった」）</p>	<p>従来から本県では、地方税法等の関係法令や滞納整理マニュアル等に基づき、面談等により滞納者の実情を十分に聴取する等、滞納者の実態を把握した上で、その実態に応じた個々の滞納者に寄り添った滞納整理に努めている。</p> <p>今後とも、納期内納税者との公平性を損なうことなく、真に生活に困窮している滞納者の実態把握に努め、納税緩和措置（分割納付、納税猶予、執行停止等）を含めた滞納整理を厳正に行っていく。</p> <p>なお、県は中部ふるさと広域連合に対して指導できる立場にはない。直接、中部ふるさと広域連合に申し出等をされては如何か。</p>
<p>⑨家族従事者の正当な働き分を認めず、封建的な「家制度」の名残である所得税法第56条の廃止に賛同すること。</p> <p>今年10月には国連・女性差別撤廃委員会で所得税法第56条を含む日本の政策審理が行われた。人権、労働基本権に反する前時代的条文であることをご理解いただきたい。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府・与党税制調査会等の動向を注視していくこととしている。</p>
<p>⑩国保料（税）を引き下げ、「払える国保料（税）」を実現すること。</p> <p>国保財政における国庫の実質負担は3割を切っている。これが、世帯の所得実態とかけ離れ、国保料が高額になる根本原因である。国に国庫負担の抜本的引き上げを求めるとともに、基金の取り崩しなど、あらゆる方法で保険料の引き下げを実現すること。未就学児の均等割りは5割減免されたが、子育て支援等の観点から、18歳未満を全額免除すること。</p>	<p>国庫負担の引上げについては、全国知事会を通じて国に要望を続けており、引き続き国に対して要望を行うこととしている。</p> <p>また、保険料の決定権限は市町村にあるため、直接的に市町村の保険料の引下げはできないが、市町村が県に納める納付金の上昇抑制のために県の基金を活用し、保険料の引下げにつながるよう取り組んでいる。</p> <p>未就学児の均等割の軽減措置は法令に基づき実施されているものであり、対象範囲の拡充及び軽減割合の拡大について、国に対して全国知事会及び本県から引き続き要望を行うこととしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪保険料（税）及び一部負担金の減免制度は、生活保護水準の1.3倍等実効性ある基準にすること。自治体や病院の窓口パンフレットを置くなどして周知を図ること。</p> <p>保険料（税）の申請減免や一部負担金の減免は、特別事情や所得減少（前年比で1/2）要件があり、必要な人が利用できない実態がある。保険料（税）の減免になった方でも、減免額が「所得割の4～8割」などとなっており、払えない実態がある。高額療養費の自己負担額については前年所得が参照されるため、高額となる事例がある。減免が適用された時点での所得を参照すること。</p>	<p>保険料（税）及び一部負担金の減免基準については、保険者である市町村が決定すべきものと考えている。</p> <p>また、国民健康保険の保険料（税）は、前年所得に応じて賦課されており、前年所得の比較により減免の可否を判断することには合理性があると考えます。</p>
<p>⑫コロナ特例の傷病手当を一般化し、被用者だけでなく個人事業者やフリーランスも対象とすること。</p>	<p>新型コロナウイルスへの感染による傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いにより、労務に服することができない方に対する収入を補償することにより休暇を取得しやすくし、感染拡大を防ぐ目的のため、被用者保険制度の枠組みに則り、被用者を対象として創設されたものであり、制度の拡充については、権限を有する市町村がそれぞれの事情に応じ、それぞれの判断で実施されるものと考えている。</p>
<p>⑬保険証の廃止を延期し、来年以降も保険証を発行するよう、国に要望すること。</p> <p>保険証を廃止することに合理的根拠はない。それどころか、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」の発行は保険証を残せば必要のないものである。また、保険証を残したとしても、保険医療のオンライン化になんらの差し障りもない。マイナ保険証と紙の保険証が併存する現状で、マイナ保険証の利用率が僅かに留まっているのは、国民のマイナ保険証への不信感が払しょくできないからである。保険証廃止の強硬は不安と混乱を招くだけである。</p>	<p>医療保険制度の基本部分である健康保険証のあり方は、国で検討されるべきものと考えており、健康保険証の継続を国に要望することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県民主医療機関連合会関連》</p> <p>①医療機関の事業と経営維持のための診療報酬改定を国に求めること。また、自治体独自の補助金等の財政措置をお願いする。また、11月補正予算の物価高騰対策支援は1月～3月分であり、昨年分では支援の空白がある。更なる追加支援を求める。</p> <p>今、全国の病院を中心とした医療機関の経営はこれまで経験したことがない経営難に陥っている。今般の物価高騰、人件費増などによる費用の増加が主な要因である。2024年4月に改訂され、6月から施行された診療報酬はプラス改定とされたが、この費用増を賄うだけの改定とはなっておらず、収益も上がっていない。鳥取県民主医療機関連合会では、県内43病院に経営に関するアンケートを実施した。コロナ禍を境に赤字経営に転落した病院も多くあった。また医師をはじめとした医療従事者不足も深刻であると回答している。医療従事者の確保のためには処遇改善、財政措置が必要である。また、要請事項の内容で団体署名を県内約450の医療機関に送付し、45医療機関より署名が寄せられた。地域住民の暮らしと健康を守るため、医療機関の事業活動が安定して継続できるよう、診療報酬再改定を国に強く働きかけるとともに、自治体独自の財政支援の措置をお願いする。</p>	<p>県内の医療機関の状況を踏まえ、必要に応じて国への要望を行っていく。また、国において、昨年6月の診療報酬改定を行ったところであるが、その後も、物価高騰が高止まりしていることから、11月補正でも医療機関等の物価高騰対策応援金を措置したところである。</p> <p>また、令和7年度当初予算案でも同応援金の継続を盛り込むとともに、国の補正予算（人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ）を活用し、医療機関の生産性向上や職場環境整備等の取組への支援を盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関等物価高騰対策支援事業（医療機関） 470,000千円</li> <li>・医療分野生産性向上・職場環境整備等事業 466,960千円</li> </ul>
<p>《憲法を生かした、住民自治による民主県政をつくる会関連》</p> <p>①「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を政府に要求すること。併せて、教職員の時間外勤務手当として、労働基準法に準じた金額を支給するよう求める。</p>	<p>教職調整額について、人材確保法に基づく給与引き上げが行われた当時の一般公務員に対する教師の優遇分を確保する水準とするよう、令和6年11月にも国に要望しているところであり、給特法の廃止を要望することは考えていない。</p>
<p>②島根原発は宍道断層に近接したところに位置し、原発事故の可能性はぬぐえない。また事故があった際、地震による液状化、道路の寸断等で避難できない可能性も高い。再稼働した島根原発の稼働停止を中国電力に要請することを求める。</p>	<p>島根原発2号機は新規制基準に適合すると認められ、必要な安全対策工事を完了した上で、原子力規制委員会から使用前確認証が交付され、営業運転を再開している。</p> <p>本県の避難計画を含む島根地域の緊急時対応は、国の原子力防災会議で了承され、一定の実効性が認められており、毎年度の原子力防災訓練の実施等により、更なる実効性向上に努めている。</p>
<p>③淀江産廃処分場については、地下水への汚染や影響がぬぐえない。PFAS対策もされておらず、水と住民の暮らしにも影響が及ぶことが懸念される。処分場の許可は取り下げること。</p>	<p>淀江産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に則り、関係市長（米子市長）から意見を聴取し、周辺住民等の利害関係者から意見書の提出を求め、法が求める以上の分野も含めた専門家の意見を聴取し、これらの結果を踏まえ、地下水等への影響を含めた施設の安全性など法の求める許可基準への適合を厳正かつ慎重に審査し、許可したものである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④軍備拡張は、東アジア地域における、戦争開始への緊張を高めるため許されない。美保基地においては、アメリカの戦争に協力させられかねない。空中給油機の配備、C2輸送機のミサイル発射機能付加はやめさせるよう政府に要望するよう求める。県は東アジアの国々、地域との平和外交・交流を図ること。	外交防衛については、国の専権事項であり、県としては、毎年の国要望において、美保基地等に配備されている航空機の安全対策に万全を期すよう継続して求めている。また、輸送機へのミサイルの配備については、令和5年度から実現可能性の調査研究が開始されたところであり、具体的に配備する輸送機の種類や基地などは決まっていないと聞いている。引き続き、国に対して、速やかに情報提供等を行うよう要望していく。
⑤子どもたちの成長を支える保育士を増やすため、保育士の処遇改善を求める。そのためにも保育士配置基準の改善を求める。	保育人材の確保と定着をより一層進めるため、保育士の配置基準の更なる見直しと処遇改善を実行するよう、令和6年7月に国へ要望を行った。1歳児の配置基準について、令和7年度から加算による見直しが図られるが、4・5歳児を含め配置基準の更なる改善が図られるよう、今後も継続して国へ要望していく。
⑥鳥取県の特別医療費助成は、精神福祉手帳2級まで対象を広げ、元の無料に戻すこと。	特別医療費助成制度における利用者への一部負担金は、持続可能な制度とするために必要なものとして、所得に応じた負担を求めているところであり、低所得者の方については減免を行っている。 精神障がい者の対象拡大について、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者については、医療機関にかかる頻度が多いことなどから重点的に支援する必要があると、県と市町村が共同して支援を行っている。一方で精神疾患の治療については、手帳の等級に関わらず通院者に対する医療費軽減を行う自立支援医療制度（精神通院医療）や、各市町村において独自に実施している医療費助成制度もあることから、市町村の意見を聞きながら、制度の在り方について引き続き検討していく。
⑦県による学費の支援を更に広げ、鳥取県の給付型奨学金制度をつくること。大学の運営費交付金の増額を政府に要請すること。	奨学金については、令和6年度に貸与型奨学金における減額返還制度の要件緩和等が図られたところであり、県独自の支援については考えていない。 大学の運営費交付金の増額については、地方における高等教育機関の定員確保支援及び財政支援措置について、令和6年11月に国へ要望を行った。今後も継続して国へ要望していく。
⑧医師の増員に力を尽くすこと。鳥取大学との話し合いも進め、県内で医療活動する医師を増やすよう更なる努力を求める。	医療機関である鳥取大学や県内臨床研修指定病院等と県内で従事する医師の確保・定着対策について、継続的に検討しているところ。 引き続き対策の検討を進めつつ、県内の医療に必要な医師の確保を図っていく。
⑨介護職員の低賃金、長時間・過密労働の解消に力を尽くすこと。また、事業所・施設の経営を支える支援を増強するよう求める。そのために、介護保険制度の国庫負担を増やすよう政府に求めること。	介護保険制度に係る財源のあり方については、国の社会保障審議会介護保険部会において検討されているところであり、今後も引き続き国の動向を注視していく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑩カメムシ等害虫対策の増強と、果樹農家、米農家等への被害補償、所得補償の大幅な改善を求める。</p>	<p>イネカメムシの防除対策は、出穂時期の2回防除で被害は軽減されることから、引き続き確実な防除の実施に向けた広域防除体制の構築支援を行うとともに、効果的な防除対策への支援を令和7年度当初予算案に盛り込むこととしている。</p> <p>また、果樹カメムシ類に対する防除支援事業については、病虫害の発生及び被害状況を見極めながら必要な対策を検討する。</p> <p>農家の収入減少に関してはセーフティネットである農業共済制度や農業収入保険制度による補てんがあるため、所得補償の改善等は考えていないが、生産者の資金繰り支援として、JAグループと連携して農業経営安定資金利子助成事業の発動を必要に応じて検討する。</p> <p>・地球温暖化に対応した農業推進事業 <span style="float: right;">32,093千円</span></p>
<p>⑪学校給食の無償化のために、鳥取県が市町村に対して支援すること。</p>	<p>小・中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、全国一律の包括的な学校給食費の負担軽減の仕組みづくりを進め、具体的な施策を示すとともに、必要な財源措置を早急に行うよう、令和6年7月11日及び11月13日に国に要望を行ったところであり、今後も引き続き国に対して働きかけを行う。</p>